

(第一類 第三号)

第一回國會議院 國土計画委員會會議錄第三十三号

(八七〇)

昭和二十二年十二月五日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 荒木萬壽夫君
- 理事 細野三千雄君 櫻井松井 豊吉君
- 理事 内海 安吉君 墨田松浦 東介君
- 足立 梅市君 伊瀬幸太郎君
- 松澤 一君 溝淵松太郎君
- 宮村 又八君 山本 幸一君
- 田中 角榮君 村瀬 宣親君
- 今村 忠助君 鈴木 仙八君
- 高田 弥市君 野原 正勝君
- 木村 公平君 水田三喜男君
- 高倉 定助君

出席國務大臣

- 内閣總理大臣 片山 哲君

出席政府委員

- 戰災復興院總裁 阿部美樹志君
- 戰災復興院次長 大橋 武夫君
- 委員外の出席者
- 議員 佐々木秀世君 議員 福田 繁芳君
- 議員 千賀 康治君 議員 坂東幸太郎君
- 議員 田島 房邦君 議員 米田 吉盛君
- 議員 村上 清治君 議員 大原 博夫君
- 議員 八木 一郎君 議員 森 幸太郎君
- 議員 寺本 齋君

十二月五日

二股川改修工事施行の請願(内海安吉君紹介)(第一三四六號)

吉君紹介)(第一三四六號)

第一類第三号 國土計画委員會會議錄

第三十三号 昭和二十二年十二月五日

内務事務官 三島 利美君

内務技官 金子 征君

内務事務官 賀屋 茂一君

運輸技官 天竺 良吉君

專門調査員 西畑 正倫君

天王橋架換えの請願(内海安吉君紹介)(第一三五三號)

飯野川町より下流の新北上川を維持

區域に編入の請願(内海安吉君紹介)

(第一三五五號)

新北上川に橋架換えの請願(内海安吉君紹介)(第一四三三號)

の審査を本委員會に付託された。

十二月四日

災害防除施設促進並びに國庫補助増額等に關する陳情書(石川縣會議長岡島友作外六名)(第六〇〇號)

山形縣における水害復舊對策に關する陳情書(山形縣知事)(第六八六號)

戰災復興都市計畫事業に對し國庫補助増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣會議長稻員稔)(第六四〇號)

筑後川改修工事促進に關する陳情書(福岡縣會議長稻員稔)(第六六六號)

治山治水對策確立に關する陳情書(岐阜縣町村會長菱田尚一)(第六七三號)

東北地方水害復舊對策に關する陳情書(東北六縣町村會協議會會長高橋清)(第六八二號)

南海震災復舊工事費單價更正並びに補助金交付促進に關する陳情書(高知縣土工業會)(第六九七號)

群馬縣における水害復舊特別助成に關する陳情書(群馬縣知事)(第七〇〇號)

長野縣における綜合土木事業計畫實施助成に關する陳情書(長野縣會議長松橋久左衛門外一名)(第七一〇號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

建設院設置法案(内閣提出)(第二一八號)

一 伏木港浚渫費國庫補助の請願(橋直治君紹介)(第七七八號)

二 番匠川改修工事促進の請願(梅林時雄君紹介)(第九六三號)

三 荒川上流改修工事促進の請願(山口六郎次君紹介)(第九八〇號)

四 御正村地内荒川上流護岸工事施行の請願(松崎朝治君紹介)(第一〇四九號)

五 岩手縣の水害對策に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇七四號)

六 三ヶ尻地區の北上川水害復舊助成の請願(小澤佐重君紹介)(第一〇八〇號)

七 網走港修築の請願(佐々木秀世君外三名紹介)(第一〇八三號)

八 豊濱港修築の請願(福田繁芳君紹介)(第一一〇七號)

九 矢作川改修工事促進の請願(千賀康治君外二名紹介)(第一一〇八四號)

一〇 巴川上流に調節池築設の請願(中垣國男君紹介)(第一一〇八五號)

一一 白川改修工事施行の請願(松浦東介君紹介)(第一一〇八七號)

一二 天鹽川本支流河川改修工事施行の請願(坂東幸太郎君外五名紹介)(第一一〇八九號)

一三 山梨縣の水害復舊費全額國庫負擔の請願(天野久君外六名紹介)(第一一九八號)

一四 下妻町外數箇町村地内の鬼怒川堤防改修工事施行の請願(鈴木明良君紹介)(第一二〇二號)

一五 斐伊川改修工事施行の請願(本村小左衛門君外四名紹介)(第一二一一號)

一六 觀音寺、佐馬地間道路改修の請願(福田繁芳君紹介)(第一二二二號)

一七 那賀川改修工事促進の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一二二三號)

一八 治水對策確立の請願(葉梨翁五郎君紹介)(第一二一九號)

一九 芝川改修工事促進の請願(田島房邦君紹介)(第一二二三號)

二〇 伊勢崎市の水害復舊費國庫補助その他に關する請願(鈴木強平君外三名紹介)(第一二三九號)

二一 高津川治水工事施行の請願(松本達雄君紹介)(第一二六八號)

二二 重信橋架換えの請願(采田吉盛君外七名紹介)(第一二七〇號)

二三 重信川治水工事施行の請願(采田吉盛君外七名紹介)(第一二七二號)

二四 松山港修築繼續施行の請願(采田吉盛君外四名紹介)(第一二七三號)

二五 鳥海川砂防工事施行の請願(村上清治君紹介)(第一二七三號)

二六 農野牛川、牛首別川及び十勝川改修促進の請願(高倉定助君紹介)(第一二七五號)

二七 千々石川中流に溜池築設の請願(久保猛夫君紹介)(第一二七九號)

二八 入野川改修工事施行の請願(大原博夫君紹介)(第一二八六號)

二九 舊吳軍港を開港場に指定の請願(前田榮之助君紹介)(第一二九二號)

三〇 美矢井橋復舊築設の請願(中垣國男君紹介)(第一二〇四號)

三一 馬場川砂防工事施行の請願(荊木一久君外一名紹介)(第一二〇四號)

三二 太田村地内の地すべり防止工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第一二〇六號)

三三 入塩川地内の地すべり防止工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第一二〇七號)

三四 神谷地内の地すべり防止工事施行の請願(荊木一久君外一名紹介)(第一二〇八號)

三五 飯野川町地區縣道當置工事施行の請願(内海安吉君紹介)(第一二〇九號)

三六 富士川下流災復舊工事施行の請願(宮崎靖君外二名紹介)(第一二二三號)

三七 吉井川上流改修工事施行の請願(小枝二雄君紹介)(第一二三三號)

二二九

號)

三八 御手洗港修築の請願(大原博夫君紹介)(第一二二四號)

三九 十勝川下流治水工事施行の請願(高倉定助君外一名紹介)(第一二五七號)

四〇 和賀川外二十七河川の砂防工事施行の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六四號)

四一 岩手山、八幡平を含む地帯を國立公園に指定の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六七號)

四二 仙臺、三本木間三陸縦貫道路開設の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六九號)

四三 北上川上流改修工事促進の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二七一號)

四四 兵庫縣水害復舊費國庫補助増額の請願(河合義一君外十六名紹介)(第一二七二號)

四五 埼玉縣の水害復舊費國庫補助の請願(關根久藏君外五名紹介)(第一二七六號)

四六 伊良湖岬に避難港築設の請願(八木二郎君紹介)(第一二八一號)

四七 八井谷峠改修の請願(小島徹三君紹介)(第一二三〇七號)

四八 淀川水系各河川砂防工事施行の請願(森幸太郎君紹介)(第一三一六號)

四九 神戸市復興計畫の道路變更の請願(佃良一君外三名紹介)(第一三二七號)

五〇 函館、尾札間道路改修の請願(川村善八郎君紹介)(第一三一八號)

五一 上田、小諸間道路改修の請願(増田甲子七君紹介)(第一三三〇號)

號)

五二 下都賀郡南部の治水対策に關する請願(山口好二君外三名紹介)(第一三三四號)

五三 渡良瀬川沿岸築堤工事施行の請願(山口好二君外三名紹介)(第一三三〇號)

五四 函館、白尻間道路開設の請願(川村善八郎君紹介)(第一三三二號)

五五 菊池川改修工事施行の請願(寺本齋君外二名紹介)(第一三四〇號)

五六 鹿瀬川、粕川復舊工事施行の請願(石井繁九君外三名紹介)(第一三四二號)

五七 利根川、烏川合流地附近の堤防復舊工事施行の請願(生方大吉君外三名紹介)(第一三四三號)

五八 利根川、烏川復舊工事施行の請願(生方大吉君外三名紹介)(第一三四四號)

追 加

一 二股川改修工事施行の請願(内海安吉君紹介)(第一三四六號)

二 天王橋架換えの請願(内海安吉君紹介)(第一三五三號)

三 飯野川町より下流の新北上川を維持區域に編入の請願(内海安吉君紹介)(第一三五五號)

四 新北川に橋梁架設の請願(内海安吉君紹介)(第一四三七號)

〇荒木委員長 これより會議を開きます。

都合によりまして、請願の審査をま

ず始めます。日程に従い、紹介議員の

御出席の順序に従いまして議題といた

します。

日程第一、白川改修工事施行の請

願、松浦東介君紹介、文書表番號第一

〇八七號。紹介議員の説明を求めま

す。松浦東介君。

日程第一、白川改修工事施行の請願、松浦東介君紹介、文書表番號第一〇八七號。紹介議員の説明を求めま

す。松浦東介君。

〇松浦(東)委員 簡単に御説明申し上げ

ます。この請願は山形縣最上郡西小

國村長佐藤敬輔君ほか三百八十六名の

多人数からなっております。白川とい

るのは最上川の支流の小國川の支流で

ありまして、山形縣の北部最上郡西小

國村の東部より北部に流るる川であり

ます。川の上流は東北でも有名な森林

地帯であり、また下流は耕地が約三百

五十町歩ほどございます。上流の方

は、大正十二年ごろより營林署の伐採

の工事が開始せられて、またその

後、殊にこの戦争中には用材並びに製

炭用材が非常に多くとられましたよう

な關係で、非常に現在は荒れはててお

ります。一朝降雨の際には耕地が非常

に荒れるのでありまして、貧弱な地元

ではとても救済ができないのでありま

す。昭和十七年には日川上流に砂防工

事を施行していただきましたので、地

元民は非常に喜んでおつたのでありま

すが、これもその翌年の十八年には資

材入手難のために、工事が半ばにして

中止のやむなきに至つたのでありま

す。昭和十九年七月の洪水、また本年

七月、八月の二回の洪水で、流域耕地

の決壊、埋没、冠水は百數十町歩に及

びまして、護岸及び堤防工事は全部破

壊せられ、このまま放置すれば、おそ

らく耕地がほとんど大半烏有に歸する

のではないかと、このことが非常に心配

になるわけでありまして、しかるに、こ

れが復舊工事には多額の費用を要する

のでありまして、とても貧弱な村財政

はもちろん、地元としては負擔しきれ

ないのであります。こういう現状をお

察し願ひまして、何とか御救済を願ひ

たい。こういう請願でございます。し

かるべく御採決をお願いいたします。

〇荒木委員長 この際お諮りいたしま

す。會期切迫の折柄、各請願の紹介は

五分以内に時間を制限したいと思

います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

〇荒木委員長 御異議なしと認めまし

て、さより取計らいます。

本件に對する政府側の意見を求めま

す。

〇三島説明員 お答え申し上げます。

山形縣の小國川の支流白川が最近年々

災害で非常に荒れておりますことは

十分承知いたしておりますのであります。

本年の水害に際しましては、非常な被害

があつたのでありまして、これが災害

復舊につきましては、國庫財政の現状

ともならみ合せまして、でき得る限り

短期間に災害復舊をいたしたいと思つ

ております。なおまた縣におきま

して、災害復舊のほか、中小河川の

改良工事というような計畫がありま

す。これは、これまででき得る限り助成

の途を講じたつもりでおるのでござい

ます。御了承願ひます。

〇荒木委員長 この際なおお諮りいた

します。請願の審査につきましては、

第一回の請願審査のときに皆様にお諮

りいたしました。一應紹介議員の説明

を聴き、政府側の意見を聴き、しかる

後に最後に採決を決定するといふふう

に御相談申し上げておきましたところ、

會期切迫の折柄でもございまして、一

件ごとに採決いたしましたまいりたいと

思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

〇荒木委員長 御異議なしと認めまし

て、紹介議員以外の紹介を許します。

内海安吉君。

〇内海委員 水害對策の確立につきま

しては、當委員會におきましても常に

問題になつておるのであります。が、

特に最近各地に頻發いたします大水

害を見ますにつかしまして、その原因

はかつて記録なき強度の降雨に禍され

ておることが多いのであります。従つ

てこれらのことはすべて不可抗力とも

言い得るのであります。一面には戦時中河川改修工事がほとんど休止の状態にありましたが、水難材が濫伐されたことが一因であると認められ

るのであります。この際新日本建設の途上において、これが対策の確立は最も緊要であると認めます。よつて、何とぞ御採擇あらんことを希望するものであります。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。三島説明員。

○三島説明員 ただいまの御請願の御趣旨はまつたく同感でありまして、私どもにおきまして、でき得る限り急速にこの対策を樹立いたしまして、またその間におきましては、あらゆる機会に國會のこの委員会の御意見を十分尊重いたしまして、今後対策を樹立いたしたいと考えております。現に治水調査會というよりなものをつくつて

おりますが、これはいづれ早晩建設院ができません際に、正式の委員会としたして、十分國會のこの委員会とも連絡を密にしていまいりたいと思つておる次第であります。

○細野委員 本件はこれを採擇せられんことを望みます。

○荒木委員長 細野君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。本件は採擇いたされました。

○荒木委員長 次は日程第三五、飯野川町地区道高置工事施行の請願、内海安吉君紹介、文書表二二〇九號。

この際お語りいたします。内海委員より、本日程外の請願につきまして、この際緊急上程方の要望がございま

す。これを許すに御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めまして日程は追加いたされました。二股川改修工事施行の請願、内海安吉君紹介、文書表第一三四六號、飯野川町より下流の新北上川を維持區域に編入の請願、内海安吉君紹介、文書表第一三五三號、新北上川に橋梁架設の請願、内海安吉君紹介、文書表第一四三七號。以上五件を一括議題といたします。紹介議員の説明を求めます。内海安吉君。

○内海委員 宮城縣桃生郡飯野川町縣道高置工事施行の請願は、飯野川町長五島三右衛門氏外十七名の請願にかか

るものであります。ぜひこの際國庫の補助のもとに、この縣道の高置工事を施行していただきたいというのが請願の趣旨なのであります。

飯野川町を起點として東へ橋浦村及び雄勝へ通する一部縣道雄勝、飯野川線と、さらに同線と橋浦村を經て本吉郡十三濱へ通する路線は、新北上川左岸堤防を兼用する唯一の樞要路であります。これが大正初年以來毎年々々水害のためにほとんど交通杜絶になるばかりでなく、その附近の耕地もほとんど冠水いたしました。收穫が零というやうな状態になつておるのであります。から、この際速やかに縣道の高置工事を國庫の補助のもとに施行せられたいというのが請願の趣旨なのであります。どうぞ御採擇あらんことをお願いいたします。

次は二股川改修工事の請願であります。官城縣登米郡米谷町、錦織町、米

川村の中央を貫流する二股川を速やかに改修せんことを願うのであります。本請願は登米郡米谷町長佐藤鶴治外三十餘名の請願になるものであります。本吉郡界に源を發しました二股川は、三箇町村を貫流する北上川の支流であります。その流域は戸數一千七百、人口一萬二百人、耕地面積、田三百九十九町歩、畑百七十五町歩、關係町村の重要な主要農産地なのであります。しかるにこの地域は、年々歳々水害のためにこの河川は氾濫いたしまして、ほとんど耕作が皆無というやうな状態になつておるのであります。この際政府におきまして、國庫補助によつて二股川の改修を速やかに實施せられんことを要望するといふのであります。どうぞこの問題を併せて御採擇されんことを熱望いたす次第であります。

第三は、新北上川維持區域編入に關する請願であります。飯野川町長五島三右衛門ほか五名の提出にかかるとありまして、北上川改修工事は、明治四十四年起工以來二十箇年の歳月と一千三百餘萬圓の國幣を費して完成し、本川立びに新川流域はその恩恵により荒地は沃土と化し、湖沼は開拓せられ、住民はこぞつて感謝感激して

るのであります。その後十數年經過の今日に至りまして、年數回の出水によりまして河床が著しく隆起し、これがために降雨期に際しては毎年流水は増大して、飯野川橋下流並びに二俣大川の運河堤防は溢水決壊して、耕地面積の作物はことごとく收穫皆無という状態になつておるのであります。この問題については縣當局はもとより内務省局におきましてもよく御承知されて

おる問題なのであります。この際新北上川維持區域を特に國家の工事區域に編入せられんことをお願いする次第であります。どうぞ本請願も御採擇あらんことをお願いいたします。

第四には、天王橋架換えに關する請願であります。請願者は宮城縣桃生郡飯野川町長五島三右衛門君ほか十六名であります。この宮城縣桃生郡大谷地村及び鹿又村を貫流する北上川に架設せられておる天王橋を速やかに架けかえられたいというのが請願の趣旨であります。この天王橋の架換につきましては、すでに内務大臣あてに縣知事及び進駐軍よりこの際速やかに架けかえることになつたならば、向う數箇月の間に落橋するであろう、この危険を防止するためには、縣はもとより國においても最善の方途を盡されたいといふやうな文書の符號がつけられておるやうな次第なのであります。すでに御當局においてもこの架換の必要なることはお認めになつておることと存するのであります。から、説明は省略いたしますけれども、これまた前案同様、本委員会において御採擇あられんことをお願いする次第であります。

第五は新北上川架橋工事に關する請願であります。宮城縣桃生郡大川村及び橋浦村を連絡する新北上川架橋請願は、昭和二十二年三月第九十二議會において、衆議院請願委員會は満場一致をもつて御採擇になりました問題でありまして、今さらここにどうして御紹介申すまでもなく、御承知のことと存じます。政府におきましてもこの問題に對しては御同意を發表されておるのであります。が、この際速やかに

この架橋問題について、國庫において相當の補助金をもつて促進されんことを願うといふのであります。この問題も何とぞ御採擇くださつて速やかに工事を開始されんことをお願いいたす次第であります。以上で説明を終りました。

○荒木委員長 これに對する政府側の意見を求めます。

○三島説明員 宮城縣二股川の流域は非常に荒廢いたしておりまして、常に洪水の危険にさらされております。こ

とは御説明の通りであります。さいわい復舊につきましてはでき得る限りこの促進を期しますとともに、なおまた縣におきまして中小河川の改良工事、あるいは災害防除工事を施行され

ます際ににおきましては、でき得る限りの助成をいたしたいと存じておる次第であります。

なおまた新北上川の飯野川下流を直轄維持區域に編入してもらいたいという御説明でありましたが、これは最近の北上川の河状の變化に鑑みまして、私どもにおきましてもその必要を實は認めておるのであります。近くその手願をいたしたいと思つておる次第であります。

○金子説明員 お答えいたします。飯野町地内の縣道の高置工事につきま

てたたいま御説明がありました。これはよく實情を調査いたしました。御希望の意向も十分察して、御希望に副うやうに努力したいと考えております。

次に天王橋の架換えのことにつきま

しては、これは先ほど御説明のありましたやうに進駐軍からの要望も出ております。よく實情も調査いたしまし

て、豫算の許す限り御希望に副うよう
に努力するつもりであります。

次に北上川の架橋についてでありま
すが、これもただいまの御説明の通り
でありまして、縣の豫算また政府の豫
算とにらみ合わせまして蓋慮したいと
考えております。

○細野委員 たいま紹介の飯野川町
地區縣道當置工事施行の請願、二股川
改修工事の請願、新北上川橋架設の
請願、天王橋架換の請願、新北上川
を維持區域に編入の請願、五件いすれ
も採擇決定せられてしかるべきものと
考えます。

○荒木委員 細野君の動議に御異議
ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員 御異議なしと認めま
す。よつて五件は採擇と決しました。

○荒木委員 次は日程第二八、入野
川改修工事施行の請願、大原博夫君紹
介、文書表第一一八六號、日程第三
八、御手洗港修築の請願、大原博夫君
紹介、文書表第一二二四號、紹介議員
の説明を求めます。大原博夫君。

○大原博夫君 これは賀茂郡西高屋村
と東高屋村及び豊田郡の小谷村の三箇
村の出しておるものであります。こ
れはすでに請願書においてしたためて
提出してありますから、簡単に申し述
べますと、三箇村は大體高原地帯のよ
うな所にあります。それから出で
る川は、これらの高原地帯から急に下
つてまいりまして、その川の出口は山
が非常に迫つております。しかもその
河川に沿つて鐵道も通つております
が、わずかに十五町くらいの間はトネ
ルは二つともはさまつておるといふ状態

で、その河川は非常に屈曲がはなはだ
しいといふので、そうした屈曲地に際
會いたしますと、そこがせき止められて
そこへ水がたまつてまいります。従つ
てわずかな水によりまして、これが
せき止められるような状態でありまし
て、一昨年昭和二十年の水害から後と
いふものは川の方が田畑よりも高くな
つてきて、流砂が堆積しておるといふ
状態で、そのために田地のある村にお
いては百七十町歩、ある村においては二
百四十町歩といふものが毎回のため
に堆積してくるといふので、水害のと
きには鐵道等もまた二尺も埋まる
といふかつかうであります。三箇村
を通じてと、ある場合においては三
百五十町歩また二十年の水害のときに
は鐵道上の浸水が二尺以上になり、隘
道の決壊がある、あるいは道路が二キ
ロにわたつて決壊をする。堤防の決壊
は三十五箇所といふような大きな水害
を起しておるといふことでもあります
で、ぜひとも改修をいたしまして、あ
るいは隘道をつくつて、川を流す、こ
ういふことにいたしました。年々歳
歳こういふことがありますので、非常
にこの三箇村は困つておるのでありま
す。その點十分御了承をいたして、た
だいま期成同盟會を結成して、速やか
に工事の施行をいたしたいと思つてお
るのでありますから、何とぞ御了承い
ただいて、この請願の趣旨を果します
ようをお願いいたします。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。
御手洗港の請願は、御手洗港は瀬
戸内海にありまして、四國と中國との
間にあります。風光明媚であります
が、大體徳川時代からあるいは九州の
方、あるいは四國の方の諸大名が参勤

交代をいたしました折でも、必ずここに
上り下りに寄港しておたといふよう
なところでありまして、今日でも今
治、宇品間の定期船の寄港地でありま
す。また機帆船は、形が大きいかし
れませんが、往來船がごとき
まことに良港であります。この地は氣
候もまた結構であります。柑橘等も
相當に産出してここから送り出してお
ります。昭和四年十二月には指定港
灣として内務省の指定を受けまして、
二十二年一月十日には觀光地として指
定を受けておるのであります。地理的
に申しますと、伊豫灘と駿灘といふ
ものはしばしば暴風に襲われたのであ
ります。こうしたしげに遭遇いたしま
すと、ここにたつた船はみな御手洗
港にはいつてきてその難を逃れるので
あります。大正八年以來において
も、こうした難を逃れてここにはいつ
てきたものが二百三十六回、そのため
に人命救助一千七十二名といふよう
な状態でありまして、瀬戸内海の往來に
はまことに大切な港であります。この
御手洗港をひとつ根本的に改修いたし
たいといふ希望であります。そしてこ
の改修ができますならば、瀬戸内海に
おける大阪あるいは別府間の汽船の航
行あるいはその他の機帆船も非常な便
益を得ると思つて、ひとり御手洗港
のみならず、瀬戸内海の交通のためにせ
ひこれを改修いたしたい。こういふ
けであります。何とぞ請願の趣旨をお
くみとりくださいまして御採擇をらん
ごころを希望いたします次第であります。

○荒木委員 本件に對する政府側の
説明を求めます。

○三島説明員 廣島縣入野川の河床が
最近非常に荒れて、年々災害を受けて
おりますことは、私どもも十分承知をい
たしております。今年度の災害につき
ましては、先般係官を査定に派遣いた
しましたが、年々災害を受ける箇所に
ついては、ある程度の改良工事を施行
して今後の憂いのないようになした
といふ方針であります。またそうで
なく、どうしても根本的な改良工事が
必要であるといふように縣の方針がき
まりますれば、豫算の許す範圍内でこ
れに對して助成をいたしたいと思つて
いる次第でございます。

○荒木委員 大原君に申し上げます
が、御手洗港修築の請願につきまして
は、運輸省の政府委員がまだ見えてお
りませんので、後ほど當局の御意見を
求めることにいたしますので御了承願
ひたいと思つておる次第でございます。

○細野委員 本請願はこれを採擇と決
定せられんことを望みます。

○福田繁芳君 たいま御上程くださ
いました二案に對してご簡單に趣旨
辨明をいたしたいと思ひます。

まず第一に觀音寺、佐馬地間道路

改修の請願について申し上げます。本請
願は香川縣三豐郡内の三十四箇町村の
町村長が代表して本院議長あてにまい
つておるものでございます。香川縣西
南部と徳島、高知兩縣との交通の唯一
の要路であります觀音寺、佐馬地間、
俗にこれを萬載越と申しますが、この
道路をよくしてもうことは、阿波讃
岐兩地方の歴史つきの要路であつた
が、今日まで放置されていることは非
常に遺憾である。ところが改修といふ
事實を契機として、日本再建の着眼
點がいわゆる内地のみに極限され、一
方民主政治の勃興を招來してきた今
日、戰爭によつて極度に歪曲された土
木行政面についても、これを反省し、
愛知産業開發によるいわゆる産業立國
を計畫しようとするときに、この香川
縣西南部において何を以ててもこの道
路改修は他に重要なものであり
ますから、速やかにこれが改修をして
もらいたいというのが要旨であります
て、ここに最も御着眼願いたいの
目下戰災都市復興に非常な不足を來し
ております建築用材が、この沿線道
路の兩側に國有部分林を有してござい
まして、面積大體千二百町歩餘りの大森
林が豊濱町ほか六箇町村の共同經營に
よつて六十一年前に植林されて、今日す
でに伐採時期にきていますのでありま
す。しかし不平等にして道路が悪いいた
に、それすら撤出することもできない
状態でありまして、香川縣のみなら
ず、徳島並びに高知三縣を一環する道
路でありますから何かと國事御多端で

ございませうが、まげてこの際やつ
ていただきたいというのが、この觀音
寺、佐馬地間の道路改修の請願の要旨
であります。

次に豊濱港修築の請願を簡單に申し
上げますが、これは文字通り豊濱港が
物資の集散地として非常に自然條件に
恵まれておりますが、昨今狭くて非常
に困つておりますので、なんというて
も瀬戸内海の一般大小機帆船の待避港
といひますか、重要欠くべからざる地
方港でありますから、この際これまた
改修してもらいたい。要約いたします
ればこういふことになるわけござい
ます。どうぞ委員諸君にもよろしく御
審議の上御採擇あらんことをお願い
いたします。

○荒木委員長 これに對する政府側の
意見を求めます。

○金子説明員 萬載越の改修について
お答え申し上げます。觀音寺、佐馬地
線の重要なことにつきましては、ただ
いまの御説の通りであります。政府
といたしまして、今年度も國庫補助
工事として、現在實施してございま
すが、未改修區間も相當ありますので、
これは國家財政の許す限り、できるだ
け御希望に副うように善慮したいと考
へております。

○荒木委員長 福田君に申し上げま
す。豊濱港修築の請願につきまして
は、運輸省の政府委員がまだ見えま
せんで、後刻政府側の意見を求めるこ
とにいたします。御了承願ひます。

○福田繁芳君 結構でございます。
○細野委員 觀音寺、佐馬地間道路改
修の請願は、これを採擇せらるべきも
のと決定せられんことを望みます。

○荒木委員長 日程第九、矢作川改修
工事促進の請願、千賀康治君外二名紹
介、文書表番號第一〇八五號、紹介議
員の説明を求めます。千賀康治君。

○千賀康治君 矢作川改修工事促進に
關する件でございますが、矢作川は昭
和八年に二十箇年の期限で改修計畫が
國營事業ではじまつていたのでござい
ます。しかしながら物價が非常に高騰
いたしましたので、その後ほとんど工事が
困難になつております。全豫算を投じ
ましても既定計畫の五割できるかでき
ないか、現在のところでは非常に疑問
な状況になつております。ところがこ
の流域で一番多い雨と申すと、昭和七
年七月一日には、三日間で七百五十ミ
リの豪雨が降つております。關東の水
災と比べましても、關東の水災が二日
間で二百五十ミリといわれております
が、雨量の多い地方であるということ
は、實にこの一事でも思ひなげに過
ぎるのであります。あまつさへ昨年二
回の震災がございまして、いずれもこ
の矢作川流域は震源地になつておるの
であります。その附近の小さい河川で
は、堤防が地震のためにまつたく揺り
込まれてなくなつた川もございまして
けれども、この矢作川におきましても堤
防がなくなつたといふようなところは
幸いなかつたのでございまして、その
堤防の高さを減じ、脆弱の度を加え、
大きな龜裂がはいつたといふような状
況は隨所に見られてございまして、實に

○荒木委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本件は採擇と決定いたし
ました。

○荒木委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本件は採擇と決定いたし
ました。(拍手)

○荒木委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本件は採擇と決定いたし
ました。

解を被瀝しておりました。ただひとり和田安本長官は、現在の國家の經濟狀況からは、努めて經費のかからないようにならなければならないから、それらから勘案して、將來は考慮するとしても、今日においては省とする事はできかねるという説明でありました。そこであらためて質したのでありますが、それではいいつにならば建設省をつくるという時期がくるのかという質問をいたしますと、前言を覆えして、實はそういうわけではない、これは自分の所管とは違つて、行政調査會あたりで取上げて、各省の關係の問題をうまくしなければならぬということであつたのであります。そこでわれわれは齋藤國務相、いわゆる行政調査會長に出てもらつて質問いたしますと、かような建設省設置という問題については、行政調査會ではまだ取上げておらぬということでありました。それでわかつたことは、一體政府は内務省解體という大きな問題を前にして、しかもその當時は國務大臣も時間的に制約されて、建設省等の準備ができません。こゝう逃げ口上でしたが、實はそれ以來數箇月を経て相當の用意する期間もあつたのかかわらず、また再び建設院設置法案という形で出てまいりました。これは私がそれらの係の人からの答辭を總合した結果、結論的に感じたことは、結局片山總理が弱いということである。すなわち現在の農林大臣の決定を見ないと同じよ、直接關係のある各大臣、復興院總裁のごとき、また社會黨の書記長としての西尾官房長官のごとき、政黨としてもい

議によつて御決定いただくならばぜひ實現したいというふうに言つてゐるのではありません。この點を見ますと、結局必要であることは直接關係の大臣各位を初めとして、議會の委員はもう個人的に皆打合せて話合つてみてわかつております。皆賛成というか、建設省をつくるべきであると信念的に思つております。結局どこにあるかといへば、多少の反對が和田安本長官にあり、そしてこのいわゆる在派的な思想の要求であると、いつでも性格の弱い片山氏は乗りきれぬ。現在の農林大臣は、建設省の問題しかりと感ずるのであります。これに對して、まず第一に片山總理の見解をお聴きしたいと思ふのであります。

○片山國務大臣 今村君はいつも問題をさういふところへもつてこられて御質問になつておられますが、ちよつと見當違ひではないかと思ひます。性格の問題などを聴かれるというのには、委員會の審議に屬しないことであつて、さういふ問題は別個にお答えしたいと思ひます。政治上における強い弱いは何で一體御判断になるか。私の考えは今村君の考えとは、もう非常に違つておるのです。無理でも抑せ、理窟のないことでもやれといふときに、猪突猛進の強いというのが決して政治上強いつつておるのではないのであります。今村君もすでに學問を十分にやつておられるから、それくらいのことはおわかりと思つたのであります。さういふことをどうして私に聴くのですか、はなはだ不可解であります。性格の強い弱いは政治上における信念です。政策に對する所信です。それさえわかればいいのです。それをこの建設院の問題

について、建設院としたことが私の弱いせいであるといふような御質問は、すこぶる見當違ひである。これは全然はずれの問題と私は考へるのであります。一にそれは政策あるいは政治的な所信、こゝういふ問題に今後集中されることを切望いたします。私はいはれど、どうも聞きませぬけれども、目下、状態においては、先ほど内海君にお答えした通り、建設院で進むことが適當と考へております。建設省の御議論はあるといたしましても、政治的な所信として、現下の財政上の問題として、政策遂行にあつては、建設院で十分にならぬが國の復興事業をやらなければならぬ、またやり得る状態である。かように考へておるので、深くその點は信じております。

○今村(忠)委員 そういたしますと、内務大臣あるいは復興院總裁、あるいはまた西尾官房長官等より、建設院にあらすして建設省をつくる方がいろいろの點から勘案して必要があるのだといふ進言がなかつたのであります。その點をお伺いしたい。皆これらの人たちは建設省であるべきだといふことをこの委員會において答辭をしておるのであります。速記を見ればわかるのであります。それなのに、總理大臣が今言ふことがこゝでは、私たちがその答辭を了解し苦しむのであります。どういふわけであらうか、これを總理が言われるか。直接御に當つておられる人が必要だと言ふのに、それを今言ふ總理が取上げない。私はこの點を質したいと思ひます。

いは省の問題をとるにいたしましたし、省にすべきか、院にすべきか、あるいは在來のままで行くか、こゝういふ問題につきましてもいろいろ意見があります。これは最も民主的なんです。議會において諸君の意見が各方面から出ましても、反對の意見があれば、贊成の意見もあれば折衷の意見もあれば、いろいろの意見を聴いて最後の決定をする。閣議におきましても同様であります。閣議の意見はいろいろ出まします。お示しのように、建設院にすべきといふような意見が出ました。建設院とすべきであるという意見も出ました。結論といたしまして建設院ということにしたのであります。これは今日の政治状態においては、當然のことであると考えております。

○今村(忠)委員 今日政治状態においては、直接關係ある内務大臣とか復興院總裁等の進言を斥けても建設院で行くべきであるという總理の信念を承りまして、信念のほどはわかりました。今日の政治状態においてはこれがいいのだとお考へになつたと言われるのであります。それはその時期は一體どのくらいな時期言いかえれば、こゝ一年や二年では不可能である、數年先のこととおつしやられるのか、次の通常議會においてならまた考へるというのか、その程度をひとつお伺いしたいのであります。

○片山國務大臣 この第一回國會で建設院を出しておいて、次の第二回の通常國會におきまして、さらに建設院にひつくり返つてやるというふうな考へは毛頭ありません。しばらくの間は建設院で進んで行かなければなりません。それで實績をあげたい。こゝういふ考へであ

○今村(忠)委員 實は先ほどちよつと私申し上げたのであります。内務省においても、復興院においても、西尾官房長官においても、つまり内務省解體というものは、十月一日であるか、三十日つまり來日までの間であるか、非常に短時間の間にやむな

○片山國務大臣 私の申しましたのは、この國會で院を出して、次の國會で省にかえるという考へはない。いわゆる朝三暮四、くら／＼變るといふ

はよくないと思ひます。これがあなた
の言われる性格の弱いということに結
局歸着するのであります。私はそう
いう弱い方はいたしません。一旦
これが是なりと考へたことは、あくま
で遂行したものであります。しかしか
たくなに考へておるのではない。情勢
の變化によりましては、あるいは國民
大衆の要望といたしまして、またそれ
が最も取上げるべきであるというよう
な情勢でありますならば、考へます
けれども、當分の間は院で進んでい
たい。これは何年とか年限を切るわ
けにはいきませんけれども、當分はわ
が國の祖國再建のために、經濟状態を
隆盛ならしめるこの大きな仕事とら
み合はして、建設院でいくこ
とが至當なりと信じております。

○今村(忠)委員 弱い強いということ
が初めてわかりました。片山總理の弱
い強いということが、とんでもないこ
とに頑固なことが強いというように聽
いております。われ／＼が建設省でな
ければならぬというところは、この敗戦
の現實に立つて、町を見ようが、農村
を見ようが、山河いづれを見ようが、
どうあつても民族を養う、この國土を
なんとか再建設の前提として見直し
て、いろ／＼の面に力をいたしてま
いなければならぬ。だからこれはいか
ような支障があるとも斷じて置かな
ければならぬという強い信念をもつて
もらいたいのであります。しがらにあ
なたは、何か考へたことをふら／＼と
かえることは弱いことで、これを頑固
に通すことが強いことだとおつしやら
れておりますが、これで初めてわかり
ました。あなたの強い強いということ
は、本會議でも一度お聞きして、はつ

きりしなかつたのがはつきりしまし
た。きよりの委員會は意義があつたと
思ひます。

そこでお聞きするのですが、つまり
建設省の仕事が、アメリカのクラス大
佐がわれ／＼に言つた通り、自分は五
月に赴任してきて、飛行機で日本を歩
いてみたときに、なぜ日本人はこの荒
廢しておる國土を、あらゆる科學の力、
技術の力をもつて再建する努力をまず
注がぬかといつてわれ／＼に挨拶され
ております。片山内閣の行方仕事は第
一は、それでなければならぬ。しかる
にそれをもつて信念的にやつていけな
いというのであつては、國民は大なる
失望を感じるだらうと思ひます。殊に
社會黨はかような事業は一つの省をつ
くつてやつていこうというところを、政
策に掲げておるのであります。西尾氏
ははつきりそのことを言つておりま
す。わが社會黨の政策でもあるから、
速やかに實現したいのであります。が、
何しろ時間がないから容易にできない
のであつて、ごく近い將來において期
待に副うようにいたしたいし、國會が
院議において御決定いただくなら、こ
れは望外なこととしてすぐにも建設
省をいたしたいというように答えてお
るのであります。これはまことに私は
意外に思ふのであります。それでは一
體いゆる建設省の重要性という問題
に對する總理の考へるのがわからぬ
のであります。一つの内務省がなくな
つてくる。さきに勞働問題にいろ／＼
の問題があるという見地から勞働省を
つくつた。殊に建築事務というものは、
先ほど内海委員から數字まであけ
て、歴大な物をもつておるし、とかく
この經費を土木關係に費すということ

については通ちも起きやすい。とかく
の風評もある。現に片山内閣は物價を
恐しく釣り上げてその利益のあたまを
はねておるのだというくらい世間の
聲がある。この建築土木をいい加減
な、總理大臣の直接管理するところの
廳でいいくらいのことにしておけば、
再びその不評を招く。何處かという恐
い豫算をもつその仕事を一院において
くといふことは、第二のとかくの風評
を受けるのではないか。こういう點を
勘案してやるならば、當然私は獨立し
た省として、責任ある大臣をおいてな
すべきものだと思ふのであります。と
ころが今總理はとにかく今の事情では
できぬと言つておる。その事情が加減
において、一勞働省をつくと、一建
設省をつくと、いづれが重大なりや
と私は考へたいのであります。その程
度をお聞きしたい。勞働省にも値しな
い建設省であるとお考へであるのかど
うか。ひとつはつきりお聞きしたい。

○片山國務大臣 勞働省は勞働省とし
ての大きな仕事があり、建設省は建設
省として、それ／＼大きな仕事があつ
て、みんな分擔して職能を發揮す
べきであつて、勞働省と建設省と比較
されるということとは、これもまた無理な
話であると思ひます。私は現在の状態
において、建設院が適當であると信
じております。行政機構の根本改革が
實現されまして、その結果なるほど私
が了解し得る行政機構ができましたら
際においてはお考へ直しますけれども、
現在の状態においてははまだ考へ直すま
でに至つておりません。

○今村(忠)委員 わかりました。片山
總理は建設省の主管事務というものは
院の程度でよろしいものだと考へてお

られるというほどわかりました。ま
ことにおぼろげな内閣であること
は、これでいよいよ國民の前に明かに
なつてまいつたと思ふのであります
が、次にお聞きしたい。省にしかねる
という大きな原因が、何かこの經費を
歴大に要して……。

○荒木委員 今村忠助君、御發言申
恐縮であります。總理はあと約二十
分くらいがせい／＼のお時間のよう
ありますから、恐縮ながらなるべく簡
潔に結論を急いでいただきたいと存じ
ますが、いかがでしょうか。

○今村(忠)委員 急ぎますが、これだ
けの重大問題については、ひとつ時間
をゆつくりおいてやつていただきたい
。それではきよりの續きを後日また
時間をもらいたい。そこでお聞きした
いは、つまり内閣は、建設院でなく
建設省にするためには、そのために歴
大な經費がばつと出るような考へ
のように聞いておるのであります。片
山總理は建設院を省に直したらどれほ
ど金がよけいにかかるかと思つてお
つておるのであります。それを
ちよつとお聞きしたい。

○片山國務大臣 そういふ計數の問題
は政府委員にお聞き願ひたいと思ひま
す。私は現下の經濟状態をならみ合
せまして、やたらに省をたくさんつく
る必要はない。殊に行政機構が全面的
に改革されてないので。内務省と司
法省とが關連されまして、新しい機構
に移るのでありますけれども、その他
の問題におきましては未だ全面的改革
がないのであります。政府といたし
ましては、この行政機構の改革と、行
政整理と人員の問題を、重要な問題
として大いに検討しなければならぬ

と考へておるときでありますから、こ
の状態におきましては、經費の差によ
つてこれを決定するということのみに
重點をおいていないのです。全般的な
問題とらみ合せてやつていこう、こ
ういふ考へであります。

○今村(忠)委員 いよいよもう飛んで
もないことになつてまいりまして、つ
まり片山總理の御答辯は根據がないと
いふことがわかりました。今日の上
な日本の状態においては、經費を要す
るような省というものをつくつていく
ことはどうかというように初め聞きと
つたのでありますけれども、實際どの
くらい院を省にしたら經費がかかるか
ということは知らない。つまり研究し
た上で建設省はいけない、院でなけれ
ば今日の政治状態においてははいけな
いのだという答辯は根據のないことがわ
かりました。私たちは政府委員に聽い
ております。院を省に直したつて經費
がほとんどかかりません。ひとり次官
をふやす程度か、さもなければほとん
どわずかの經費よりかからぬと言つて
おるのであります。そして今言ひ通して
ど關係の全部が——私はまだ和田經濟
安定本部長官以外に反對の聲を聞きま
せん。こういう状態の中にありなが
ら、しかもこの國土建設的なものが、敗
戦日本の起る上最初の條件ともなる
べき重大問題であるというのに、片山
總理は結局國管問題で忙しかつたか
ら、農林大臣の後をさしらえるのに忙
しいから、結局一つの省——實に日本
の基礎をなすところの建設省というよ
うな問題に、ほとんど信念的に研究も
努力もしていないということがわかる
のであります。經費がほとんどよけい
かからないということならば、片山總

られるというほどわかりました。ま
ことにおぼろげな内閣であること
は、これでいよいよ國民の前に明かに
なつてまいつたと思ふのであります
が、次にお聞きしたい。省にしかねる
という大きな原因が、何かこの經費を
歴大に要して……。

○荒木委員 今村忠助君、御發言申
恐縮であります。總理はあと約二十
分くらいがせい／＼のお時間のよう
ありますから、恐縮ながらなるべく簡
潔に結論を急いでいただきたいと存じ
ますが、いかがでしょうか。

○今村(忠)委員 急ぎますが、これだ
けの重大問題については、ひとつ時間
をゆつくりおいてやつていただきたい
。それではきよりの續きを後日また
時間をもらいたい。そこでお聞きした
いは、つまり内閣は、建設院でなく
建設省にするためには、そのために歴
大な經費がばつと出るような考へ
のように聞いておるのであります。片
山總理は建設院を省に直したらどれほ
ど金がよけいにかかるかと思つてお
つておるのであります。それを
ちよつとお聞きしたい。

○片山國務大臣 そういふ計數の問題
は政府委員にお聞き願ひたいと思ひま
す。私は現下の經濟状態をならみ合
せまして、やたらに省をたくさんつく
る必要はない。殊に行政機構が全面的
に改革されてないので。内務省と司
法省とが關連されまして、新しい機構
に移るのでありますけれども、その他
の問題におきましては未だ全面的改革
がないのであります。政府といたし
ましては、この行政機構の改革と、行
政整理と人員の問題を、重要な問題
として大いに検討しなければならぬ

と考へておるときでありますから、こ
の状態におきましては、經費の差によ
つてこれを決定するということのみに
重點をおいていないのです。全般的な
問題とらみ合せてやつていこう、こ
ういふ考へであります。

○今村(忠)委員 いよいよもう飛んで
もないことになつてまいりまして、つ
まり片山總理の御答辯は根據がないと
いふことがわかりました。今日の上
な日本の状態においては、經費を要す
るような省というものをつくつていく
ことはどうかというように初め聞きと
つたのでありますけれども、實際どの
くらい院を省にしたら經費がかかるか
ということは知らない。つまり研究し
た上で建設省はいけない、院でなけれ
ば今日の政治状態においてははいけな
いのだという答辯は根據のないことがわ
かりました。私たちは政府委員に聽い
ております。院を省に直したつて經費
がほとんどかかりません。ひとり次官
をふやす程度か、さもなければほとん
どわずかの經費よりかからぬと言つて
おるのであります。そして今言ひ通して
ど關係の全部が——私はまだ和田經濟
安定本部長官以外に反對の聲を聞きま
せん。こういう状態の中にありなが
ら、しかもこの國土建設的なものが、敗
戦日本の起る上最初の條件ともなる
べき重大問題であるというのに、片山
總理は結局國管問題で忙しかつたか
ら、農林大臣の後をさしらえるのに忙
しいから、結局一つの省——實に日本
の基礎をなすところの建設省というよ
うな問題に、ほとんど信念的に研究も
努力もしていないということがわかる
のであります。經費がほとんどよけい
かからないということならば、片山總

られるというほどわかりました。ま
ことにおぼろげな内閣であること
は、これでいよいよ國民の前に明かに
なつてまいつたと思ふのであります
が、次にお聞きしたい。省にしかねる
という大きな原因が、何かこの經費を
歴大に要して……。

○荒木委員 今村忠助君、御發言申
恐縮であります。總理はあと約二十
分くらいがせい／＼のお時間のよう
ありますから、恐縮ながらなるべく簡
潔に結論を急いでいただきたいと存じ
ますが、いかがでしょうか。

○今村(忠)委員 急ぎますが、これだ
けの重大問題については、ひとつ時間
をゆつくりおいてやつていただきたい
。それではきよりの續きを後日また
時間をもらいたい。そこでお聞きした
いは、つまり内閣は、建設院でなく
建設省にするためには、そのために歴
大な經費がばつと出るような考へ
のように聞いておるのであります。片
山總理は建設院を省に直したらどれほ
ど金がよけいにかかるかと思つてお
つておるのであります。それを
ちよつとお聞きしたい。

理は考へ直して省にする気があるの
すか。それをお聴きしたい。

○片山國務大臣 先ほどから申しま
る通り、今日の建設事務は各省にまた
がつておりまして、これらを一省に統
一するのは、全面的な行政機構の改
革と相またなければ、新しい發足、新
しい案というものはむりである。かよ
うに考へておるので。内務省、司法
省だけの改革の程度において、各省に
またがつております建設事務を取上げ
て、一省にまとめるという事はむり
でありますから、今日の行政組織の
状態においては、建設院で進むこと
が適當である。これはむりな理由にな
つておると思ひます。根據もあること
であります。こういう意味において實
績は省と同じ質をあげるべく努力す
る。これも政府として最も強く考へて
おるところであつて、諸君の御意見は
院であるからできない、省ならばでき
る。こういうはずもなからうと思ひま
す。要はその働き、その努力、その誠意と
いうところにあるのでありますから、
省にしたらできる仕事を院ではできな
いというようなことはないはずであつ
て、またさうさせない、さすべきでは
ないと考へておるのであります。

○今村忠委員 時間がないのであ
りますから後日に譲りたいと思つて
ありますが、結局今の御答辯はあなた
の得意な道徳論にいきました。省でな
ければ仕事ができぬといふことはあり
得ない。こういうお答えであります
が、それならばなぜ労働院をつくらな
かつたのですか。労働省をつつてお
るではないか。それではその他のもの
も、こういう院でできるならば、むし
ろこの際大臣をやめて長官をこしらえ

た方がいいと思つたのだが、そしてまた
社會黨は多年をうらやまイデオロギーを
おもひのようだが、これを直したら
いではないか。ただわれわれの言うの
は、建設院の中に包容されておる從來
の内務省がつておつた仕事や、あの
大きな事業をもつ復興院といふものを
まとめた一つのものは、それだけで十
分に私は一つの省としてしなければな
らぬほどの大きな仕事であるし、責任
をもつてやらなければならぬ仕事であ
るし、先ほど来言ふ通り、新日本建設の
うちをまず基礎的なものであるのだが
ら、これをわれわれは省にせよといふ
のであります。これは私一人ではあり
ません。ほとんどあげて、先ほど言
ふ通り、和田さんと片山さんを除いて
全部をうらやまです。それを頭固にいく
ことが政治上強いといふあなたの筆法
になるわけでありまして、どうしても
その點が解せない。今言ふ通り經費は
院にしても省にしたところでも大差な
いのですよ。そして責任が果さされ
て、國民の要望にもこたえられて、あ
なたの社會黨の政策も行われて、こん
ないことを反對派の自由黨のわれわ
れが言つておるのではありませんか。
なぜこれを勇敢に取上げることができ
ないのですか、だから私は先ほど指摘
したように、左派の人たちに暗い陰が
あつて、暗いところをつかれておつ
て、安本長官が言ふか、社會黨の左派
加藤、鈴木君あたりが言つてくると、
その問題を片山氏が乗切れないと見る
よりほかはないのであります。どうあ
つても理窟が合わない。經費もかから
ぬし、皆必要だと言ふし、皆それな
の擔當の省の人はやつてくれと言ふ事
實のものが、どうしてもやり得ない。

西尾長官にしてさえ、さうなもの
できぬ。これはどういふわけですか。
後日と申すならば考へ直すといふ
のでありましようか。先ほど今の政治
情勢とは言ひますけれども、この政
治情勢は二年や三年で變るものではな
いと思ひます。経済的にはますます困
難なものがくると私は信じておりま
す。最後に私は片山總理に、一體日本
の經濟状態といふものは、一年や二年、
簡単に言へば、今年よりは來年、來年
よりは再來年は順によくなると、こ
うお思ひなのですか。こしはばらく、言
いかねば、來年、再來年はますます
困難なものになると思ふのか、これ
を大きな政治家の見識でありまして、
これをばつきりお聴きしたい。その上
でわれわれはまたあらためて後日質問
いたしたいと思ひます。

○片山國務大臣 今村君はなか／＼繰
返し／＼同じことを御質問されますけ
れども、きわめて簡単に私がお答えで
きると思ひます。經濟問題について
は、今村君も專攻であるといふので
あります。造詣も深いと思ひます。
世界的な經濟状態、特に敗戦の苦痛を
なめております日本の經濟状態が、非
常に勞苦をこれからも續けなければな
らないといふことは、きわめて明白で
あります。明年になつてすぐ
あつたりと思ひます。殊に多額
の賠償問題を背負つていかなければな
らないし、戦後の經濟復興のために
は、國民あけて最大の努力を拂わなけ
ればならないときでありますから、經
濟復興に最大の努力を拂ふべきことは
もとより當然であります。この問題に
主力を注ぎ、インフレ防止のために全
力を傾倒するといふことは、私どもも

課せられたる大きな仕事であり、また
國會の諸君といたしまして、その問
題に重點をおいて進まれることが最も
御使命と考へられておることと思ひま
す。お互いに協力いたしまして、そし
て日本の經濟事情をよくして、産業の
發展に努力しなければならぬといふ
ことはもう自明の理なんで、繰返しこ
れを申し上げる必要もないことであ
ります。よつて私は全面的な行政機構の
改革がわが國の經濟状態とらみ合せ
てでき上つた後においては、考へ直し
ますけれども、この状態のもとにお
いては當分建設院で進んでいくことが
適當であると思ひます。

○今村忠委員 それでは一應質問を
打ち切ります。よくわかりました。
○荒木委員 田中角榮君。田中君に
申し上げますが、先ほど申し上げたよ
うな總理の御都合がありますから、内
閣總理大臣に對する御質問に要約して
いただきますと思ひます。

○田中(角)委員 今村君の質問とちよ
つとダブるところがあるかも知れま
せんが、内閣總理大臣に御質問申し上
げたいのでございまして、
私は土木建築業者でございまして、
しかも建設省の設置に對しましては、
過去十年間を通じて設置持論者で
あります。なぜ建設省をつくらなけれ
ばならぬかといふことは、今さら申し
上げるまでもなく、わが國の建築行
政が多岐にわたつておりますために、
非常にわが國再建を阻害しておるとい
ふことは、總理大臣もお認めになつて
おると思ひます。その一例といたしま
しては、終戦後に最も大きな事業とし
て取上げられた事業の中に、特別建設
工事があります。すなわち進駐軍に關

する渉外工事であります。この渉外工
事に對しましては、一部におきまし
て、終戦後にインフレを助長したもの
は土木建築業者であるといふようにな
るとも、まことしやかに流布されてお
りますが、この土木建築業者に流された
金の量は實に膨大なものであります。
しかし、なぜそのようになりわさを立
て、そのようなことを言われなければ
ならないかといふことは、すなわち一
にかかつてわが國の建設行政が多岐で
あつたという一言に盡きるのでありま
す。それは、御承知の通り、あの膨大
なる渉外工事を、ほとんど全部終戦後
一年有半にわたつて、外務省の所管に
屬して工事が遂行されたのでありま
す。しかも外務省に所管された工事が
非常に結果がよろしくないといふの
で、現在の戦災復興院がつくられ、そ
の中に包含され、しかも各省にまたが
つておるといふので、現在の特別調達
廳ができたのであります。特別調達廳
の存続理由は、もちろん司令部の御要
請によつてできたのであります。あ
の要求の根本は何であるかと申しま
すと、日本の建設行政があまりにも多岐
にわたつておる、これを一元化されなけ
れば渉外工事に對して完璧を期し得な
いといふので、こういう特別調達廳が
できたのであります。その事實を考へ
まして、私は、敗戦後における日本
において、建設行政は一元化されなけ
ばならないと思ふ。しかも與黨である
ところの社會黨にしても、民主黨、國
民協同黨をいたしまして、組閣當時
は建設省をせむつくらなければなら
ないといふことを考へておりました。し
かも七月内務省解體に伴う建設院の案
ができましたときに、西尾長官その他

の關係の皆様に御出席を願ひまして、
いろいろお話し上げたときに、内務
省の解體は九月三十日までにはやらな
ければならぬために、時間的に間に合
わないのだ、社会黨も民主黨も国民協
同黨も、全部あげて建設省にしたいの
ではあるが、時間的に間に合わないの
だ、だから來議會には必ず提案する
ということ、はつきり西尾長官が御説
明になつておるのであります、私た

から、行政機構の大改革を今やつてお
るから、近くこれができ上つたときに
は、當然建設省ができるという齋藤國
務相の御答辭でもあつたのであります
が、この行政整理という問題は現在ど
の程度まで内閣において進めておられ
るのでありますでしょうか。しかも、行政
整理という問題は、私が申し上げるま
でもなく、日本を再建する唯一の途で
あると私は感じておるのであります。

この進歩をはかつていきたいと思つて
おりますから、全部に一度にでき上る
というわけにはいきません。部分的に
でき上つたから發表して諸君の御意
見を伺う。こういうことになると思
います。これらと関連をいたしておるの
であります。來年早々建設省を設置
する案を再び出すという考えはもつて
おりません。

設計にするならば入れなければいかぬ
と私たちは考えておるのに、一方にお
いてはまづたく逆論であるところの、
農林省に建設局もしくは建設廳をつ
くるといふようなお話しが放送されて
おるのであります。これに對して
内閣總理大臣に、そういうことがある
かないかということをお答辭願ひたい
と思ひます。

えども、とにかく住宅は三十年後にな
らなければ完成できないという状態
であつたならば、それから出直してい
なければならぬと申すやないかといふ
ことも、西尾長官と應酬したのであ
りますが、その住宅問題だけを考へて
も、かような大層なものである。しか
も特建工事を含めると、最も大きな
省の豫算よりも、もつと大きな豫
算をこの建設院そのものでもつのであ
ると思つておるが、總理廳の
外局といたしまして——これは理窟で
申しますと、各省大臣をおくよりも
總理大臣の直轄だから、とにかくどん
な發言權もあるし、どんなこともでき
るということ、西尾長官には述べら
れたが、それはへ理窟であつて、いわ
ゆる總理廳の外局である。こういう意
味から考えますと、少くとも省よりも
權限が小さい、こういうのであります
が、この建設院というものの内容は非
常に重大であり、かつ大層なもので
ある意味におきまして、總理大臣は普通
の總理廳の外局に對する努力よりも、
もつと建設院の長としての責任は
總理大臣が負うのだ。いわゆる建設院
の事業に對しては、總理大臣がみずか
ら責任を負つて執務されるのであるとい
ふ氣構えをちよつとお聴かせ願ひた
い。

ちも、現在十二月九日までしかな
期に對して、十二月二日になつてな
ごういふ重大な法案を出してきたく
いうことを難詰したのであります
が、現に出てきておる以上、なせ早く
出さなかつたかということをお聞き
に、まず十二月の通常國會に建設省案
が政府から出されるのだということ
前提として、私はこの建設院案を一
時通さなければならぬということをお考
へておつたのであります。先ほど今
村君の御質問に對して、當分の建設
院でやるのだ、しかも建設院をつ
つた以上、そつとこの目のように變
へて、そつとこれでお話をあげ
て、しかるのちによくなかつたら建設
省をつくるというふうなお話である
と、ちよつと私たちが考へる根本的に
變つてこなければならぬのではない
かといふふうに考へるのであります。

しかし、内務省の解體に伴ひまして、
次には司法省の解體ということをお聞
き及びますので、大體現内閣は示唆が
あつてから常にそういうことをやつて
おられるといふふうに考へられるので
あります。

○片山國務大臣 先ほど内海、今村兩
君にお答へいたしました通り、來年の
通常國會に建設省を設置するという案
を政府が出すつもりはあります。

○田中(角)委員 第四の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○片山國務大臣 建設院はなかく、
の大問題でありまして、機構の改革と
經費の節減と人員の調整問題であり
まして、この三つをならみ合わせてやる
のでありますから、なかくの大事業
であります。殊に官僚機構を一新
し、民主的な機構をも取入まして、
かつまた能率を十分に増進せしむる
効果的なものにしなければならぬ、

から、行政機構の大改革を今やつてお
るから、近くこれができ上つたときに
は、當然建設省ができるという齋藤國
務相の御答辭でもあつたのであります
が、この行政整理という問題は現在ど
の程度まで内閣において進めておられ
るのでありますでしょうか。しかも、行政
整理という問題は、私が申し上げるま
でもなく、日本を再建する唯一の途で
あると私は感じておるのであります。

○田中(角)委員 一番大きな原因とな
るところの行政整理の過程はどうい
ふのであるかということ、第一番目
に御答辭していただきたい。しかも、行
政整理というものが、現在の段階では目
標がつかぬ、しかも建設省というもの
が、それが終りにならなければできない
ということであれば、そういう御答辭
でも結構であります。行政整理はど
のような状態にあるかということをお
答へいただきたい。

○田中(角)委員 第二番目の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○田中(角)委員 第四の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○片山國務大臣 住宅問題ばかりを考
へますと、今後三十年か、四十年
かかるということになりまして、農
民の問題ばかりを考へますと、農民
の完全な生活安定、農村の文化建設に
は今後三十年かかるというであ
りまして、いろいろ個々別々にそれ
の立場を主張されますと、これはきり
がありません。今日の問題は総合的に

から、行政機構の大改革を今やつてお
るから、近くこれができ上つたときに
は、當然建設省ができるという齋藤國
務相の御答辭でもあつたのであります
が、この行政整理という問題は現在ど
の程度まで内閣において進めておられ
るのでありますでしょうか。しかも、行政
整理という問題は、私が申し上げるま
でもなく、日本を再建する唯一の途で
あると私は感じておるのであります。

○田中(角)委員 第一番目の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○田中(角)委員 第二番目の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○田中(角)委員 第四の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○片山國務大臣 住宅問題ばかりを考
へますと、今後三十年か、四十年
かかるということになりまして、農
民の問題ばかりを考へますと、農民
の完全な生活安定、農村の文化建設に
は今後三十年かかるというであ
りまして、いろいろ個々別々にそれ
の立場を主張されますと、これはきり
がありません。今日の問題は総合的に

から、行政機構の大改革を今やつてお
るから、近くこれができ上つたときに
は、當然建設省ができるという齋藤國
務相の御答辭でもあつたのであります
が、この行政整理という問題は現在ど
の程度まで内閣において進めておられ
るのでありますでしょうか。しかも、行政
整理という問題は、私が申し上げるま
でもなく、日本を再建する唯一の途で
あると私は感じておるのであります。

○田中(角)委員 第一番目の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○田中(角)委員 第二番目の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○田中(角)委員 第四の質問とい
たしましては、十二月の通常國會に建
設省案を政府として御提出する意思が
あるかないかといふことを、もう一回
はつきりとお答へいただきたい。

○片山國務大臣 住宅問題ばかりを考
へますと、今後三十年か、四十年
かかるということになりまして、農
民の問題ばかりを考へますと、農民
の完全な生活安定、農村の文化建設に
は今後三十年かかるというであ
りまして、いろいろ個々別々にそれ
の立場を主張されますと、これはきり
がありません。今日の問題は総合的に

考えて、全般的の問題として考えていかなければならないのでありまして、そこにおきかしの問題もありませんが、また國全體の復興、國全體の經濟の隆盛を考へて、とつてもつて住宅問題に好轉をせしめたい、農村の復興をはかりたい、こういうふうに計畫經濟を立てていかなければならないのでありまして、また妙味もあらうと思つてあります。政府といはしましては、全般をにらみ合はせまして、國力の回復、國經濟の充實に力點を置いて、ひいては住宅問題の解決に及ぼしたい、こういうふうな考へておるのであります。この意味から申しまして、この復興事業の重大性を考へ、建設事業の最も力を入れなければならぬ點を考へて、先ほどたび／＼お答えいたしました通り、内閣の直屬として外局として置くのでありまして、もちろん内閣總理大臣の重大なる責任においてその發展を期さなければならぬと考へております。

○田中(角)委員 私質問が徹底しなかつたやうでございますが、建設院というものは、現在の一省よりも大きな事業をなすのであり、しかも非常に重大なものである。しかも總理廳の外局だということは現在までの外局を考へますと、常識的に言ひまして、總理廳の外局はいわゆるその長が責任を負つておるのでありまして、總理大臣の直轄であるということではあります。が、事實は一省よりも非常に小さな権限しかたないといふのが現在までの常識であります。しかしこの建設院というものは、建設院でございしても現在あるほかの省よりも大きな仕事をするのだという意味におきましては、

總理大臣が今までのいわゆる外局の長だけに任しておかないで、御自分が積極的に御責任をもたれる、指揮をされるのであるかといふことをお聞きしたのであります。もし現在までの總理廳の外局というふうに、長に任しておられるのだということであるならば、建設院の長は大臣にあらざる人でもつてできるかできないかといふところまでお聞きしたいのが、私の質問の要旨であります。

○荒木委員 田中君に御相談ですが、あと二人ほど總理に御質問なさりたい方があります。つきましてはよく申し上げて恐縮ですが、要點だけ切にお願ひ申し上げます。

○田中(角)委員 私はもう一點だけです。

○片山國務大臣 もちろん責任をもつのであります。その事務を一々とするというふうな意味の御質問であれば、そういうふうなことはできません。總括的に指揮し、總括的な案に對しましては、總理大臣の責任であることは言ひまでもありません。

○田中(角)委員 もうちよつとだけお尋ねいたします。そうしますと、結局今までの總理廳の外局ということ、同じ建前でいくということであつたらば、私は本法案の第十條にあるところの「建設院の長は、國務大臣を以てこれに充てることのできる」といふこの條項は、當然内容から考へまして、國務大臣をもつて充てるということとが適當だと思ひます。これに對して御答辨いただきたい。

形式にとらわれぬで——今まではあまり官僚といふものは形式にとらわれまいふうなやり方をしたと思つておりますが、私の考へはさうではなしに、問題の重要性を中心とする、問題が重要な場合においては、いくらか機構がさうであります。その問題に對しましては十分力を入れてその發展を期する。こういうふうなやり方をしたいと思つております。この問題についてはもう十分力を入れておりに。

○荒木委員 田中君、なるべく簡単に。

○田中(角)委員 もう一つだけ……。さうどうも時間を何分々々やらされる……。この建設院の最後に特別建設局といふのがありますが、この局の中には、私は前の大藏省の營繕管財局の所管したものを建設院の中に入れてほしいか。こういうことを考へておられるのでありますが、建設院ができましたら、復興院と大藏省におかれておられるものがそのままになつておられる。復興院に御質問申し上げますが、最も重大なるものは國有財産の管理と、遊休建物の利用調査といふものを建設院がやるか、やらないか、いかなる大藏省で現行通りやるかといふことが非常に大きな問題でございます。これは現在の法案通りおやりになるつもりでありますか。それとも別にお考へがあるのか、お伺ひ申し上げます。

○片山國務大臣 やはりこの條文にありまして通りの方をいたしたいと思つております。私の考へはさういふ

○荒木委員 政府委員からの答辨は後ほどにいたします。

○村瀬委員 私は異なつた方面から總理大臣にお伺ひしてみたいと思つて

あります。戦勝國であります英國におきましては、復興大臣が戦後の復興につきましても、きわめて重要なポスト、異常な決意をもつてこれに當つておられるのであります。今日日本で一番大事なこと、私の考へによると、完全雇傭がどこまで果し得るか。どうかといふ問題と思つておられます。經濟白書によりまして、すでに潜在、顯在の失業者八百萬と言われております。さらに企業整備等が進みますと、一千萬ないし一千二百萬といふ失業者を出すと思つておられますが、これを完全雇傭に近い形に進めていく上に、どういふお考へをもつておられるのであります。どうか。もう少し詳しく申し上げますならば、かつて基督教土木事業といふものを、わが國において起して失業救済をしたことがありますが、やがてわが國にも、さうする必要が眼前に差迫るのではないかと考へてみました。今まで總理大臣がお述べになつておりましたこの建設院の式で、國力が今のよくな状態である限り、十分やつていけるというお考へか。ここに失業問題の解決というものを考へてみますと、非常に大きな建設工事と言ひますか、建設院の仕事が大きくなつてくると思つておられますか、これに對する總理大臣の所見をまずお伺ひしたいと思ひます。

ことに困難であります。大きなダムを起すとか、道路を擴げるとか、あるいは未開墾地を開墾するといふような問題は、手をつけなければならぬ問題であります。敗戦國たるわが國においては、非常な困難を覚えるのでありまして、その前提として經濟復興、産業復興にまず手をつけてから後にいかに考へていきつたのであるのであります。建設政策、長期計畫といふような問題につきましても慎重考へているのであります。これらは近いうちに立案の運びにいかしめたいと考へておりに。

○村瀬委員 私のお尋ねいたしましたのは、今さういふ公事業を起すという意味ではないのでありまして、今日の狀態をもつて進むならば多くの失業者が出るであらう。それを豫算がたとえどうあると、やむを得ずかつての匡救事業のようなものを起して救済せねばならない時期がくるのではないかと、失業保險法とかいろいろ法律をつくりまして、さういふ復興院關係を考へて、國土建設關係によつてこれを救済せねばならぬ時期がくるのではないかと、いふことをお尋ねするのであります。いやそれはさういふふうな失業者が植えたならば、さういふ方面に着手するのだといふお考へが、ありますならば、それを伺ひたい。

○片山國務大臣 今申し上げましたように、やはり關連しておるのであります。今直ちにその事業があるといふわけにはいきません。これらの計畫を立てたいと思つて目下考へ中でありまして、從いまして經濟復興、産業復興といふことに力點を入れつつ、建設的な

こと、

方面をならみ合わせていくのでありまして、今どこにこういふ事業があるから、その事業に失業者を救済する、こういふことをお答えするのはちよつと待つていただかねばならぬと思ひます。

○村瀬委員 しかればお尋ねいたしますが、この第一條並びに第四條に国土計畫という文字があります。これは廣く解釋いたしますならば、國際的政治經濟關係から見た国土計畫、国土保全並びに開發から見た国土計畫、産業構成から見た国土計畫、人口、人文問題から見た国土計畫というふうになると思ひますが、總理大臣がお考えになつておる本法案に使われております国土計畫の内容を簡単に伺ひたい。

○片山國務大臣 まことに大きな問題でありまして、最もその點に検討を加え、力を入れていかねばならない點であると思ひます。著眼せられております御意向に對しましてはまつたく敬意を拂うものであります。非常にも各方面に影響をいたします重要問題でありまして、實はそういう問題を目下取上げまして検討いたしておるのであります。殘念であります。まだ結論に到達いたしておりませんので、しばらく御猶豫を願ひたいと思ひます。

国土全般の問題をいたしましていろいろの點から考へておるのであります。都市全體の問題、都市集中問題を考へ、あるいは學校、工場問題の分布状態を考へ、資材運搬の關係、農村の開發、いろいろの點を總合いたしました計畫經濟を立てたいと思つておるのであります。祖國再建の最も重要な國土計畫は、建設院がもし諸君の御贊成によつてできましたならば、ただち

にその基本案に基いて、具體的に着手することになつておるような次第であります。

○村瀬委員 私は戦争を放棄し、すべての國防とか軍備を完全に放棄いたしました日本にとりまして、これから日本再建の進むための一番力を入れねばなりません。これは國土計畫であると思ひます。その國土計畫に對しまして、今總理大臣のお答えになつた通りであります。さういふ廣い範圍の國土計畫を進めていく上に、建設院というより限られた狭いもので、當分用が達するでありませうか。完全雇用の問題の解決におきましても、また今總理の、お述べになりましたさういふ遠大な國土計畫というものを考へましても、これはぜひ建設省にする必要があると思は感するのであります。ただいまお述べになりましたさういふことが、建設院で完全にできるとお考へになつておるものか、その點の御所見を承つて置きたいと思ひます。

○片山國務大臣 先ほどからお答えいたしております通り、仕事の能率を上げればよいのであります。建設院において國土計畫、祖國復興の問題を全部的に取上げるのではなしに、内閣全體の問題としての建設的長期計畫の中に、國土計畫を入れるのであります。その内閣の方針、政府の方針として實踐に當るのが建設院であります。よつて内閣全體の問題として、今仰せられたさういふ問題を完全に取上げるつもりであります。御心配はないと思ひます。さうしてその實踐の衝に當るものを建設院としてやつていきたいと思つております。

○村瀬委員 内閣全體の問題と言われるのであります。それにはやはり中心が要すると思つております。その直接の金算立案に當るものが建設院であると思ひます。これはぜひ省の中にせねばならぬと私は考へるのであります。これはどうも先ほどから承りかけ論になるようでありませうから、この程度に止めておきまして、もう一つ、非常にこれは小さい問題の上になりますけれども、非常に實際面におきまして、日本の復興に重大問題でありますので、特に總理に根本方針を承つておきたいと思ひます。

第八條に建築局というものがありますが、今日復興院に非常な非難を言ひますが、いろいろな聲が國民から起つております。これは、建設行政がうまくいかない。もつと簡単に言ひます。ならば、建築許可が一向下らぬという問題であります。この根本を調べて見ますと、資材の配給の制度にあると思つてあります。今日復興の一歩の基礎となりませんが、今日復興の一番の基礎は非常に大きな問題であります。これは非常に大きな問題であります。一政府委員に聴けと言つて放つておける問題ではないのであります。何ゆゑに今日まで建築がはかどらないかという根本原因が、資材の割當の受持場所が正しくないという點にあることは、これは既定の事實なのであります。さういふ點に對して、總理をいたしましては、ただちにこの資材機構を改正になる御意思があるものでありませうか、その點何つておきます。

○片山國務大臣 資材は御承知の通り非常に缺乏をいたしております。乏しき資材を各方面に公平に配分しなければならぬところに今日の苦しみが

あるのであります。ゆたかであればどしどしと出せませんが、乏しいものを持合なければならぬ。また生産力も減退して今日でありますから、非常に窮屈な思いをしなければならぬのであります。これがためには乏しき資材を配分するについては、やはり計費經濟、統制方法を用ひまして、それぞれ必要な度合いに應じて配分する。さういふことで、わけどりの勝手たるべしというわけにはいきませんから、在來の方法を合理的にし、かつまた能率的にし、關係者の納徳のいくよな方法で、さらにそれをよくしていききたいと思つておるのであります。自由放任に任すというわけにはいかなと思つております。

○村瀬委員 末端にわたつて總理大臣はまださういふ場合にお突き當りになつていないという感じがいたすのであります。別に資材を多くどうせといふのではないのであります。千トンなら千トンといふものはそのままよいのであります。その千トンをきましましたものを、建築を扱う建築局なら建築局に全部お渡しになります。非常にもスムーズにいくのであります。建築にはいくら使つても割當がきまらなくても、それを他のところにもつておるためにうまくまいりませぬ。それは政府委員の方によく總理からお質になつておいて、至急にこの不合理を御訂正願ひたいと思ひます。私の總理大臣に對する質問はこれで終ります。あと附則に對して政府委員に質問があります。これはこの次にいたします。

○松浦(東)委員 お急ぎのようであり

ますから、建設省が建設院かについて一點だけ片山總理に伺ひたいのであります。先ほどからの御答辭によりまして、現下の情勢から言つて建設院が至當であるといふような御信念はよくわかりました。しかしわれわれのこの建設設置に對する熱意も、また重要性も、同様の質問によつて大體おわかりと思つてあります。總理は政府の原案としては建設省の設置案を出さないといはして、近い將來においてわれわれが議員提出法案として議會の大勢を制したるような場合でも、首相一個の自説を固持なさるかどうか。この點だけを特に承つておきたいのであります。

○片山國務大臣 私は以前から議會政治を尊重いたしております。國會の意思はどこまでも尊重いたします。諸君の多數の意見が、最もわが國の狀態に適合した公正なる御意見の結果とまつた意見として出られたる場合においては、むしろこれを尊重するものであります。

○荒木委員長 午後二時まで休憩いたします。午後は第四委員室において再開いたします。

午後零時九分休憩

午後二時五十二分閉議

○荒木委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

○田中(角)委員 まず第一に馬場川水系砂防工事施行の請願に對しまして御紹介を申し上げます。信越國境佛ヶ峯に源を發します馬場川は中頸城郡水原村地内において、小派川を集め、泉

村を貫流、關川に合流しております。延長約十二キロ、その流域はことごとく地滑り地帯でありまして、兩村における地滑りの被害は耕地、山林、宅地、通路等の崩壊、流失のみならず、家屋の倒壊ないしは移轉等、無年ころむる損害は莫大なものがあるのであります。肥沃なる美田が一朝にして耕作不能、不毛の地と變じ、りつばな建物も年ごとに傾斜していく現状であります。こうした生死を脅かす災害は本村農産物生産に重大な影響をもたらす上に、米穀の生産に非常なる減産を來し、あまつさえ村民の人心に不安動探を興えておるのであります。被害はここに止まらず、崩土の流下土砂は關川の中下流部に堆積、附近村落に洪水の危険を増大せしめ、河口なる直江津港は堆積土砂によつて、その港の死命を犯され、價值を半減しておるといふ状態であります。國土保全、民生安定をはかり、村民をして安心して生活し、心から増産に努力せしめんとするのには、第一に砂防工事により郷土を確保する以外にその途のないことを深く認識しておるのであります。政府におかれましては本事情を至急調査されまして、できるだけ早く本砂防工事を御施行あらんことを願ひする次第であります。

年々増大しつつあるのであります。三件にわたりまする地すべりの状況は、提出してあるところの請願書の通りであります。事情御察の上、できるだけ速やかに砂防工事を御施行いただきたく本請願に及んだ次第であります。よろしく御協賛御探察あらんことをお願いする次第であります。以上をもつて紹介を終わります。

○荒木委員長 これに對する政府側の意見を求めます。説明員内務技官賀屋君

○賀屋説明員 第一に太田川筋であります。この砂防工事につきましては、豫算が非常に僅少でありました。昭和八年から六箇年間にわづか七萬餘圓を費やしておるのであります。はなはだこの點は残念に思つておるのであります。その後種々の事情のために中止になつております。そのために災害を受けておられます。事情でありますので、昭和二十一年十一月末に調査いたしましたのであります。本流並びに支流等を合わせて工事費が約百五十萬圓もかかるような状況であります。政府といたしましては國家財政の許しを限りこれの豫算化をはかりまして、促進したいと考えております。

次に新潟縣古志郡太田村地内新潟縣古志郡上鹽谷村入鹽川地内の地すべり防止工事施行の請願、並びに新潟縣東頸城郡神谷村地内神谷地内の地すべり防止工事施行の請願について申し上げます。

費を必要とするという實情でございます。現在地滑りの原因についての根本調査と相ましまして、本川についてはこれに適當する豫算を目下研究中でございます。この調査と相ましまして、豫算化をはかりまして工事を施行する考えでございます。

○田中(角)委員 もう一回伺いたいのですが、馬場川は總豫算は幾らでありますか。

○賀屋説明員 昭和二十一年十一月に調査いたしましたのでございますが、なお今後八百二十萬餘を要するような實情になつております。これにつきましても、御趣旨に副うよう。

○田中(角)委員 來年度はいかがですか。

○賀屋説明員 來年度は、これは全般的に豫算に計上いたしております。この馬場川筋のみについては、全體の豫算がきまりましてからさらに御報告申し上げます。

○田中(角)委員 入鹽の方は。

○賀屋説明員 入鹽の方は五百萬圓程度でございます。

○田中(角)委員 神谷川の方は。

○賀屋説明員 神谷川は百七十萬圓程度でございます。

○田中(角)委員 この四河川に對しましては、昭和二十二年豫算をいたしまして、計上はできておらないわけですか。

○賀屋説明員 馬場川の方にござりますか。

○賀屋説明員 馬場川の方は、これは全般的に豫算に計上いたしております。この馬場川筋のみについては、全體の豫算がきまりましてからさらに御報告申し上げます。

○田中(角)委員 入鹽の方は。

○賀屋説明員 入鹽の方は五百萬圓程度でございます。

○田中(角)委員 神谷川の方は。

○米田吉盛君 軍信橋は愛媛縣と高知縣を結びますところの幹線道路、國道二十三號線に架設してあるのであります。明治三十七年五月建造以來實に四十三年の長年月を経過しておるために、腐朽がはなはだしゅうございまして、近時重量物の通行に際しまして、上下左右の振動が著しく、危険になつておるのであります。應急策をいたしまして支柱を設けて危険を防止し、かつ重量の制限等によりまして辛うじて今日交通しておるのであります。本橋は御承知の通り、四國地方の太平洋岸と瀬戸内海岸を結びます重要な道路でございます。唯一の四國中央横斷道路であるということでございます。従つて産業物資輸送の重要性は非常に大きいものがあるのであります。さらに愛媛縣、高知縣兩縣の莫大な木材は、本線によつてのみ松山港に搬出せられて、これが九州、阪神、吳、廣島方面の占領軍施設用材として出されておるのであります。さらに海外貿易が今や再開されるにあたりまして、支那、朝鮮方面に重要な物資を輸出するのにもこの線を経る以外にないのであります。ぜひかような意味におきまして、架替を御探願いたしたい、こういう請願でございます。

○荒木委員長 御異議なきものと認め、採擇と決しました。

○荒木委員長 御異議なきものと認め、採擇と決しました。

○荒木委員長 御異議なきものと認め、採擇と決しました。

○荒木委員長 御異議なきものと認め、採擇と決しました。

その後戦争が御承知の通りになりましたから、その必要は一轉いたしまして、今度は戦後に兎も石油はやはりあそこで事業を繼續するという事になつておるのであります。それから松山には十數の大きな工場がありまして、これが全部ここから品物を出すわけでありまして、とりわけ大きな神戸ゴム工場であるとか、あるいは汽車會社であるとかいうような、特に大きな工場が、最近ここを目指してやつてまいつておるのであります。これが一時中止せられるのではないかと、今申しましたとを願うのであります。今申しましたような事情からいたしまして、また松山が今後工業都市として再出發をいたしまする關係から申しまして、松山港外港の修築という事は、欠くべからざる條件になつておるのであります。この御承知の通り、御願をなさる次第であります。

○荒木委員長 これに對する政府側の意見を求めます。

○金子説明員 重信橋の架替えについてお答え申し上げます。重信橋は、ただいまお話のありましたように國道二十三號線の重要な橋梁でありまして、ただいまお話がありました通りに非常に古い橋で、もう腐つて地方としても非常にお困りになつておることは十分わかつておりますので、何とかしてこれを早くかけかえたいと考へておるのであります。實はこの橋をかけかえますには相當額の資材と資金とが必要でありますので、これにつきましては資材の關係あるいは資金の關係を十分考慮いたしまして、また縣の意向も十分質しまして、できるだけ早くこれをかけ

かえますように努力したいと考へております。

○天笠説明員 松山港が交通産業の極要地點といたしまして、内港の整備を繼續いたしておりますが、外港の整備につきましても計畫を立てておられます。先ほどのお話のように、すでに戦争中に著工しておつたものであります。それで港灣の長期整備計畫の一環として、ただいま考へておられます。松山におきます工業の發展と緊切な運搬を保ちつつ、さらに研究を進めていきたい、こういうふうにお考えおられます。さしあたり來年度において外港の防波堤二百五十メートルだけ延ばしまして、これが事業化をはかりたいと各方面に折衝中でありまして、○村瀬委員 重信川橋は來年度御着手になる御意向でありますか。

○金子説明員 重信川橋は御存じの通り非常に大きな橋でありまして、これをかけかえる計畫を見ますと、これは鐵橋をかけることになつております。それで鋼材が五百八十トン要することになつておられます。來年度の資材とらみ合わせないと、ちよつと來年度施行できるかどうかということ、今けんどうがつかかれます。

○松井委員 この二案を採擇されんことを希望します。

○荒木委員長 松井委員の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて以上二件は採擇に決しました。

○荒木委員長 日程第八、豊濱港修築の請願及び日程第三八、御手洗港修築

の請願に關し運輸當局の意見を求めます。

○天笠説明員 豊濱港は香川縣の西部にございまして、地理的の條件におきまして、また木材等豊富な資源を背後地にもつておる點から、きわめて主要な港灣のございまして、瀬戸内海における小型船による輸送力の増強の面から、二十三年度にはさしあたり防波堤の改良と港内の浚渫をいたしたいと思ひまして、目下折衝中のございます。

な御手洗港についても、地方の小港灣といたしまして、瀬戸内海沿岸の小港灣整備計畫の一環として考慮研究中でございます。本港に關しては來年度舟入潤、護岸、築堤を著工すべく關係方面と折衝中のございます。

○松井委員 本案も即決採擇されんことを望みます。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて以上二件は採擇に決しました。

○坂東幸大郎君 天鹽川は遠く源を天鹽岳に發し、上川、天鹽の平野を蜿蜒迂曲して日本海に注ぎ、石狩川に次ぐ本道第二の大河であります。幹川流路七十三里、その流域三百六十四方里、しかも上川、天鹽の兩平野は地味肥沃で、農耕に適し、現に田畑五萬六千餘町歩に達し、なお年々歳々幾百の

移民と、殊に終戦後は復員、外地引揚者、戦災者等の開拓營農入地者の激増を見つある現況であります。かくの如く荒野變じて美田良圃と化し、また年歲前述の多數移住し、未開の門戸開放に營々努力するにもかかわらず、經濟民の要道たる治水事業は未だその實效をあげ得られず、茫々幾百萬方里の流域はいたずらに河水の奔蛇に委ぬるのみで、歴年の被害は枚擧にいとまありません。殊に昭和七年、昭和十四年及び昭和二十一年の大水害の如きはその顯著なもので、ために諸財産を滅し、生計を失う者陸續し、その被害の甚大なことは數千萬圓に及びます。

これを既往四十箇年間に異算せば、その損害は億圓を下らざること明瞭であります。さらに加えて人畜の死傷、國土の荒廢、地方産業の萎縮等、直接間接にこうむつた損失は、その慘禍の莫大なるに傑然たる次第であります。殊に最近與地の開發と緊急開拓による森林の濫伐は、開墾事業の進展する反面、急激な大出水となり、ひいては氾濫し、必然的に災禍を招来しつあります。爾今開拓計畫の樹立は慎重探究の上、即治水計畫に直結する綜合企畫でなければ意義をなさないと思ひます。古來經濟民の要諦は水を治むるにありと言はれます。しかるに國家の富源は北門の鎔鑄である本道に開拓の治を布き、すでに七十有餘年に及びますが、治水の状態をお今日のごときは、本道拓殖上一大疾患であり、爲政上まことに遺憾の極みであります。もちろんこの間關係住民の運動と、各政黨その他の活動とにより、政府當局がこれを顧みないわけではありませ

ん。あるいは北海道拓殖計畫に、臨時災害復舊工事に河川防備施設のため若干の豫算は計上されました。すなわち大正十五年第二期拓殖計畫樹立にあたり、總額一千五百七萬餘圓をもつて、大正十五年以降七箇年の繼續事業として豫定されましたが、昭和七年の大水害のため豫定計畫を變更し、被害の最も甚大な上流部の智恵文、名寄及び士別地域で、とりあえず河道の切替堀鑿並びに堤防築設工事を施行するため、昭和九年以降五箇年繼續事業として八千萬圓を支出著工し、さらに昭和十四年度以降同十八年度まで五箇年間に百萬圓を追加計上し、既定計畫の完成を期するとともに、他面別途に本川下流部中屈曲はなはだしく、年歲災害をこうむる中川附近の切替堀鑿、及び應急提防を構築するため、昭和十五年以降同十九年まで五箇年間に經費九十五萬圓を計上し、工事の進捗をはかり、やや小康を得ました。しかるにこの間世局の變轉があり、特に支那事變以來の戰時財政の關係上、應急的措置に甘んぜざるを得ず、これは國家大局の急變上やむを得ないといはながら、この原始的なままの大河川たる本川の治水工事としては、まことに姑息の對策と言わざるを得ない次第であります。

述上の理由により、過去大小幾數十度にわたる水害の要因は、全面的治水の未完成にあります。今や終戦後國家再建のめざすは、生産増強による食糧問題解決にあるといふも過言でありませぬ。この重大なる使命を擔當する北部本道の産業の興亡安危は、一つにかかつて天鹽川本支流治水の成否いかんにあるを確信します。われ、流域住民は北方拓發の希望と理想に燃え、祖先墳墓の地を去り、刻苦艱難して不

移民と、殊に終戦後は復員、外地引揚者、戦災者等の開拓營農入地者の激増を見つある現況であります。かくの如く荒野變じて美田良圃と化し、また年歲前述の多數移住し、未開の門戸開放に營々努力するにもかかわらず、經濟民の要道たる治水事業は未だその實效をあげ得られず、茫々幾百萬方里の流域はいたずらに河水の奔蛇に委ぬるのみで、歴年の被害は枚擧にいとまありません。殊に昭和七年、昭和十四年及び昭和二十一年の大水害の如きはその顯著なもので、ために諸財産を滅し、生計を失う者陸續し、その被害の甚大なことは數千萬圓に及びます。

これを既往四十箇年間に異算せば、その損害は億圓を下らざること明瞭であります。さらに加えて人畜の死傷、國土の荒廢、地方産業の萎縮等、直接間接にこうむつた損失は、その慘禍の莫大なるに傑然たる次第であります。殊に最近與地の開發と緊急開拓による森林の濫伐は、開墾事業の進展する反面、急激な大出水となり、ひいては氾濫し、必然的に災禍を招来しつあります。爾今開拓計畫の樹立は慎重探究の上、即治水計畫に直結する綜合企畫でなければ意義をなさないと思ひます。古來經濟民の要諦は水を治むるにありと言はれます。しかるに國家の富源は北門の鎔鑄である本道に開拓の治を布き、すでに七十有餘年に及びますが、治水の状態をお今日のごときは、本道拓殖上一大疾患であり、爲政上まことに遺憾の極みであります。もちろんこの間關係住民の運動と、各政黨その他の活動とにより、政府當局がこれを顧みないわけではありませ

ん。あるいは北海道拓殖計畫に、臨時災害復舊工事に河川防備施設のため若干の豫算は計上されました。すなわち大正十五年第二期拓殖計畫樹立にあたり、總額一千五百七萬餘圓をもつて、大正十五年以降七箇年の繼續事業として豫定されましたが、昭和七年の大水害のため豫定計畫を變更し、被害の最も甚大な上流部の智恵文、名寄及び士別地域で、とりあえず河道の切替堀鑿並びに堤防築設工事を施行するため、昭和九年以降五箇年繼續事業として八千萬圓を支出著工し、さらに昭和十四年度以降同十八年度まで五箇年間に百萬圓を追加計上し、既定計畫の完成を期するとともに、他面別途に本川下流部中屈曲はなはだしく、年歲災害をこうむる中川附近の切替堀鑿、及び應急提防を構築するため、昭和十五年以降同十九年まで五箇年間に經費九十五萬圓を計上し、工事の進捗をはかり、やや小康を得ました。しかるにこの間世局の變轉があり、特に支那事變以來の戰時財政の關係上、應急的措置に甘んぜざるを得ず、これは國家大局の急變上やむを得ないといはながら、この原始的なままの大河川たる本川の治水工事としては、まことに姑息の對策と言わざるを得ない次第であります。

述上の理由により、過去大小幾數十度にわたる水害の要因は、全面的治水の未完成にあります。今や終戦後國家再建のめざすは、生産増強による食糧問題解決にあるといふも過言でありませぬ。この重大なる使命を擔當する北部本道の産業の興亡安危は、一つにかかつて天鹽川本支流治水の成否いかんにあるを確信します。われ、流域住民は北方拓發の希望と理想に燃え、祖先墳墓の地を去り、刻苦艱難して不

移民と、殊に終戦後は復員、外地引揚者、戦災者等の開拓營農入地者の激増を見つある現況であります。かくの如く荒野變じて美田良圃と化し、また年歲前述の多數移住し、未開の門戸開放に營々努力するにもかかわらず、經濟民の要道たる治水事業は未だその實效をあげ得られず、茫々幾百萬方里の流域はいたずらに河水の奔蛇に委ぬるのみで、歴年の被害は枚擧にいとまありません。殊に昭和七年、昭和十四年及び昭和二十一年の大水害の如きはその顯著なもので、ために諸財産を滅し、生計を失う者陸續し、その被害の甚大なことは數千萬圓に及びます。

これを既往四十箇年間に異算せば、その損害は億圓を下らざること明瞭であります。さらに加えて人畜の死傷、國土の荒廢、地方産業の萎縮等、直接間接にこうむつた損失は、その慘禍の莫大なるに傑然たる次第であります。殊に最近與地の開發と緊急開拓による森林の濫伐は、開墾事業の進展する反面、急激な大出水となり、ひいては氾濫し、必然的に災禍を招来しつあります。爾今開拓計畫の樹立は慎重探究の上、即治水計畫に直結する綜合企畫でなければ意義をなさないと思ひます。古來經濟民の要諦は水を治むるにありと言はれます。しかるに國家の富源は北門の鎔鑄である本道に開拓の治を布き、すでに七十有餘年に及びますが、治水の状態をお今日のごときは、本道拓殖上一大疾患であり、爲政上まことに遺憾の極みであります。もちろんこの間關係住民の運動と、各政黨その他の活動とにより、政府當局がこれを顧みないわけではありませ

ん。あるいは北海道拓殖計畫に、臨時災害復舊工事に河川防備施設のため若干の豫算は計上されました。すなわち大正十五年第二期拓殖計畫樹立にあたり、總額一千五百七萬餘圓をもつて、大正十五年以降七箇年の繼續事業として豫定されましたが、昭和七年の大水害のため豫定計畫を變更し、被害の最も甚大な上流部の智恵文、名寄及び士別地域で、とりあえず河道の切替堀鑿並びに堤防築設工事を施行するため、昭和九年以降五箇年繼續事業として八千萬圓を支出著工し、さらに昭和十四年度以降同十八年度まで五箇年間に百萬圓を追加計上し、既定計畫の完成を期するとともに、他面別途に本川下流部中屈曲はなはだしく、年歲災害をこうむる中川附近の切替堀鑿、及び應急提防を構築するため、昭和十五年以降同十九年まで五箇年間に經費九十五萬圓を計上し、工事の進捗をはかり、やや小康を得ました。しかるにこの間世局の變轉があり、特に支那事變以來の戰時財政の關係上、應急的措置に甘んぜざるを得ず、これは國家大局の急變上やむを得ないといはながら、この原始的なままの大河川たる本川の治水工事としては、まことに姑息の對策と言わざるを得ない次第であります。

本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員長 御異議なしと認めます。以上二件は採擇と決しました。

○荒木委員長 次は日程第五、菊池川改修工事施行の請願、寺本齋君紹介、文書表番第一三四〇號。紹介議員の説明を求めます。寺本齋君

○寺本齋君 菊池川は熊本縣四大河川の一でありまして、阿蘇山系深葉山に源を發し、菊池、鹿本、玉名の三郡を貫流する流長實に十六里、沿川町村二十を算し、城北における産業交通の樞軸をなすのであります。しかるに同河川は迂餘曲折の箇所多く、寄州隨所に亂堆し、かつ河底の高低はなほだし、幅員がまた不用でありまして、水流に至大の支障を興えておりまして、年々歳々數回の大洪水の起るを常とするのであります。昭和十五年四月の洪水におきましては、被害田畑一千四百五十町歩、救済人員三百餘名、浸水家屋二千二百餘、倒壊家屋二十七、流失したものの五、橋梁の流失七五、堤防破壊一三三、道路の缺損五五を算する惨状を呈しました。これがため同河川の改修は沿川住民の多年の宿望でありました。が、さいわいは政府において同工事の緊急性を認められ、昭和十五年より同三十一年まで十六箇年の繼續事業として著工せられたが、不幸にして著手直後戦争の勃發に遭い、工事の進捗著しく阻害され七箇年の星月を経たる今日においてもなお工程一〇％に達しない實情であります。しかも最近水源

並に沿川地方において開拓者の入植山林の伐採増加に伴い、年を逐りて洪水の被害を増大する傾向にあります。沿川住民は雨季にいたれば水害の豫防、災害の救済に寧日ない實情でありまして、同河川の急速なる根本的改修は菊、鹿、玉三郡民の今日最も熱望するところであります。聞くところによれば政府においては今回全國河川の急速なる改修を企圖せられたと聞いております。何とぞこの際すでに著工せられたる菊池川改修工事の緊急性を再認識せられ、施工箇所を増加し、計畫年限を短縮し可及的速やかに改修を完成し、一日も早く沿川住民を塗炭の苦しみより救い、生業に安んぜしむるより御留意あらんことを熱望してやみません。何とぞ満場一致本件を御採擇あらんことを願います。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。

○資屋説明員 菊池川は昭和十六年に著工したものであります。戦争に際しましては關係が著手早々中止する状態になつたのであります。政府といたしましては本川の改修の緊急性を認められておりますので、本年はただちに工事を再開いたしました。相當豫算を計上したのであります。が、物價の増高のために豫定の工程が上らない實情であります。本川の重要性も特に認めておりますので、本年度におきましては相當工費を計上いたし、短期完成をはかる方針であります。

○松井委員 動議を提出いたします。本案の即決採擇をお願いいたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

○荒木委員長 日程第七、網走港修築の請願、佐々木秀世君外三名紹介、文書表番第一〇八三號、佐々木秀世君。

○佐々木秀世君 網走港の改修に關する請願でございますが、ごく簡単に御説明申し上げます。わが國生産の現状に鑑みまして、北海道開拓の一環として、世界三大漁場の一たるオホーツクの魚田開發、並びに北見地方一帯の農林産物の移輸出のため、網走港を別記の通り改修擴張せられたいというのでございます。その理由を御説明申し上げます。

網走港は昭和四年築港工事成り、護岸の築設とともに、オホーツク海沿岸唯一の商港となりましたが、その目的は主として避難港として修築せられたもので、現在商港施設としては何らの見るべきものがなく、ただ漁業根據地としての施設若干を有するのみで、港灣利用上遺憾の點が多いのみならず、漁業根據地としても、いわゆる河口利用の荷揚場を有するのみで、無盡蔵と稱せらるるオホーツク海の魚田に進出する漁船の増加に伴い、河口内は狹隘その極に達し、漁船のみの收容さへ十分でないのが今日の現状でございます。オホーツク海の魚田開發は、網走港の築設によつて始まり、逐年擴大再生産へと向い、今や全國でも有数の漁獲をあげるにいたりしましたが、さらに港灣の修築により、漁船の増加並に大型船への改造により、現在の倍増増産も可能であります。のみならず背面の北見地方一帯の森林資源、地下資源及び農産物の輸送は、狹隘なる石北線及び釧網線

あるのみなので、これがため北見地方の開発、生産が遅々として進まない現状は、網走港の改修によつて一舉に解決せられ得るのであります。しこうして網走港の改修は左記の通り八項目にわたるのでございますが、網走港の修築整備はわが國生産の現状よりはたまた北海道開拓の一環として刻下の急務なりと思料するものであります。その一つは防波堤補修工事、その延長は四百メートル。第二は荷揚場護岸改築、延長六百九十メートル。第三は北防波堤の延長五百五十メートル。第四は本防波堤の新設五百メートル。第五は接岸岸壁の築造延長五百メートル。第六は埋立地の造成であります。面積五萬六千平方メートル。第七は港内、浚渫、浚渫區域十三萬八千平方メートル。第八は網走橋下流左岸護岸新設並に一部浚渫、この八つの工事でございませぬ。

以上申し上げました網走港の改修及び現下の日本の生産の急務、あるいはまた北海道開發の點から考えましても、何とぞこの請願を御採擇下さいまして、各委員、滿場一致の御賛同をいただきますと思ふのでございます。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。天益説明員。

○天益説明員 北海道の開發は海外の資源を失いましたわが國といたしましては唯一の缺くべからざる急務でございます。申すまでもないことでございまして、前面にオホーツク海の豊富な魚田を控えまして、また附近には農産、水産、礦産の豊富な資源をもちつております網走港の改修は、經濟上きわめて重大なる意義をもつことは認められるのでございます。先ほどお話の

ございました八項目の工事業請がございましたが、總合的な計畫につきましては目下研究立案中でございます。さしあたり來年度におきましては八項目の一項目にあがつております荷揚場の補修といふことをいたしたいと思ひまして、ただいま折衝中でありませぬ。

○松井委員 本案は即決採擇せられんことを望みます。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

方面への陶磁器の移出等に旅行する機帆船の非常に多くがこの伊良湖水道を経て取引せられ、その移出入貨物数量は百六十八萬二千百トンに上りまして、今後ますます發展の趨勢に向つておられます。

○荒木委員長 御發言中恐縮ですが、八木君に申し上げます。日敷の切迫しておられます關係上、一件當り五分以内で止めるという決議になつておりますから、さう御了承願います。

○八木一郎君 承知いたしました。以上の上の機帆船の状況と併せまして、水産關係におきましても、また伊勢灣海美露から外濱に向いまして、漁獲を追うて小さな船が用意してあります。どうして出ていかれない實情があり、特に伊良湖湖が今まで要港であつて、民間船が寄りつかなかつたために目的が達せられずにおつたのでございます。このような實情であります。

機帆船の實情はもちろん、近海の漁船の事情より申ししても、この線を通成しましたために、三十年來の懸案を達せしめて、要港があるためにできなかつた伊良湖港を、ぜひともこの際避難港といたしまして、ただちに著工をお願いしたい。以上がこの請願の要旨でございますが、何とぞ漁船の方面、機帆船の方面、両方面より、たしする切迫した實情を御察察いたし、一日も早く伊良湖湖に避難港が設置できますように、そうして食糧の増産、輸送の確保、民心の安定をせられるように、重ねてお願い申し上げます。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。天益説明員。

○天益説明員 伊良湖港を避難港として修築いたしますことは、機帆船輸送の旅行率向上、あるいは輸送量の増加、並びにまた水産資源の開發というような點に資するところが大きいので、全ういふに考えられますので、全國避難港網、設定の一環といたしまして、ただいま考慮中でございます。伊良湖港は非常に技術上むずかしい問題がたくさんあるところでございます。十分これが検討をいたしまして實現をほかりたい。さういふふうに考へております。さしあたり來年度におきましては、まず防波堤を著工したいと考へまして、ただいまの關係方面と折衝中でございます。

○松井委員 動議を提出いたします。本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

○荒木委員長 次は日程第四五、埼玉縣の水害復舊費國庫補助の請願、關根久藏君外五名紹介、文書表番號第一二七六號、紹介議員の説明を求めます。田島房邦君。

○田島房邦君 本請願は、今般の水害によりまする埼玉縣の耕地の被害はきわめて廣範圍にわたる、その復舊費は一億八千萬圓に達しております。しかるに政府の割當復舊費は僅かにその一割四分にすぎないのであります。これではいかにその復舊に努めても、なお二十餘萬石の減收を豫想せられるのであります。つきましては、補助金を交

付して、もつて明年の植付期までに復舊事業を完成されたいというのであります。どうぞ滿場一致本案を御採擇あらんことを切望する次第であります。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。

○賀屋説明員 ただいまの請願は耕地の復舊に對する請願のようでございます。その中で、災害の關係につきまして内務省が所管しております。埼玉縣の災害は利根川突堤その他大災害でございます。最近復舊の設計を樹立したのであります。内務省が所管している範圍でも、規定の示す通り補助をいたしますことはもちろん、さらに縣の財政の状態も考へまして、國庫財政の許します限りなるべく國庫補助をもちまして、これが復舊工事の迅速に完成いたしますよう努めておる次第であります。

○松井委員 本案は採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

○荒木委員長 次は日程四八、澗川水系各河川砂防工事施行の請願、森幸太郎君紹介、文書表番號第一二一六號、紹介議員の説明を求めます。

○森幸太郎君 澗川水系と申しますと、滋賀縣の琵琶湖に注いでおります。全部の河川が澗川水系になつておるのであります。請願いたしております河川は、京都府に接近いたしております琵琶湖の湖西に臨んでおる河川であります。この河川は地圖でござらんか、いまして、山が琵琶湖に迫つておるもので非常に流域が短かいのであります。それで少し降雨時期になりまして河川が氾濫いたしました。昭和九年のごときは非常な被害を來したのであります。御承知くださる方もあると思ひますが、屋根上川と申しまして、川の下を道が滑つておりました。知内川、百瀬川と、さういふ、ほとんど下流が湖邊に迫つていく場合には、川といふものは見られぬような實に奇跡的な川ができておるのであります。これ地勢が琵琶湖と山と迫つておるためにさういふ關係があるのであります。そのために本年の、さういふ水害によりまして、この木戸川、犀川方面が非常な決壊をいたしまして耕地を荒しておるであります。この河川の政修につきましては、地方の力ではどうも根本的な政修ができませんので、この澗川水系政修の意味において、國家の非常な援助によつて根本的な政修をしていただきたいというのが請願の趣旨であります。三年目、五年目に繰返すような非常に水害のあるところでありまして、政府の力によつて根本的な政修をいたすように、本請願委員会におき、御採擇くださることをお願いいたします。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。賀屋説明員。

○賀屋説明員 請願になつております。この六河川の砂防工事につきましては、實は昭和十四年度から二十一年度まで六十餘萬圓を投じておる次第であります。二十二年度におきましては、工事費が非常に僅少でありまして、數萬圓を投じておるような實情であります。この點はなほ遺憾と存じております。本請願地域の荒廢ぶり、昨年度調査いたしました實情によりまして、これが工事費は一億數百萬圓もかかるというやうな實情でございます。國庫財政の許します限り、政府といたしましては、できるだけ豫算化をはかりまして、工事の迅速な完成を期したいと考へております。

○松井委員 動議を提出いたします。本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

本日採擇した各請願はいずれも議院におき、採擇の上は内閣に送付すべきものと認め、これを報告する手續をとります。

○荒木委員長 この際議事日程の順序に歸りまして、午前中に引續き建設院設置法案に關する審査を進めます。質疑を許します。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 本法案は内務省國土局及び震災復興院の所掌事項を一つにまとめたといふのであります。今般で國土局及び復興院に設けられておりました各局と、この官房並びに六局との關係を簡單にお尋ねいたします。

○大橋政府委員 内務省から本院に統合されますのは現在の國土局でございます。震災復興院の全部がこれに統合されますが、震災復興院のたゞいま

湖の湖西に臨んでおる河川であります。この河川は地圖でござらんか、いまして、山が琵琶湖に迫つておるもので非常に流域が短かいのであります。それで少し降雨時期になりまして河川が氾濫いたしました。昭和九年のごときは非常な被害を來したのであります。御承知くださる方もあると思ひますが、屋根上川と申しまして、川の下を道が滑つておりました。知内川、百瀬川と、さういふ、ほとんど下流が湖邊に迫つていく場合には、川といふものは見られぬような實に奇跡的な川ができておるのであります。これ地勢が琵琶湖と山と迫つておるためにさういふ關係があるのであります。そのために本年の、さういふ水害によりまして、この木戸川、犀川方面が非常な決壊をいたしまして耕地を荒しておるであります。この河川の政修につきましては、地方の力ではどうも根本的な政修ができませんので、この澗川水系政修の意味において、國家の非常な援助によつて根本的な政修をしていただきたいというのが請願の趣旨であります。三年目、五年目に繰返すような非常に水害のあるところでありまして、政府の力によつて根本的な政修をいたすように、本請願委員会におき、御採擇くださることをお願いいたします。

○荒木委員長 本件に對する政府側の意見を求めます。賀屋説明員。

○賀屋説明員 請願になつております。この六河川の砂防工事につきましては、實は昭和十四年度から二十一年度まで六十餘萬圓を投じておる次第であります。二十二年度におきましては、工事費が非常に僅少でありまして、數萬圓を投じておるような實情であります。この點はなほ遺憾と存じております。本請願地域の荒廢ぶり、昨年度調査いたしました實情によりまして、これが工事費は一億數百萬圓もかかるというやうな實情でございます。國庫財政の許します限り、政府といたしましては、できるだけ豫算化をはかりまして、工事の迅速な完成を期したいと考へております。

○松井委員 動議を提出いたします。本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

本日採擇した各請願はいずれも議院におき、採擇の上は内閣に送付すべきものと認め、これを報告する手續をとります。

○荒木委員長 この際議事日程の順序に歸りまして、午前中に引續き建設院設置法案に關する審査を進めます。質疑を許します。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 本法案は内務省國土局及び震災復興院の所掌事項を一つにまとめたといふのであります。今般で國土局及び復興院に設けられておりました各局と、この官房並びに六局との關係を簡單にお尋ねいたします。

○大橋政府委員 内務省から本院に統合されますのは現在の國土局でございます。震災復興院の全部がこれに統合されますが、震災復興院のたゞいま

て、數萬圓を投じておるような實情であります。この點はなほ遺憾と存じております。本請願地域の荒廢ぶり、昨年度調査いたしました實情によりまして、これが工事費は一億數百萬圓もかかるというやうな實情でございます。國庫財政の許します限り、政府といたしましては、できるだけ豫算化をはかりまして、工事の迅速な完成を期したいと考へております。

○松井委員 動議を提出いたします。本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

本日採擇した各請願はいずれも議院におき、採擇の上は内閣に送付すべきものと認め、これを報告する手續をとります。

○荒木委員長 この際議事日程の順序に歸りまして、午前中に引續き建設院設置法案に關する審査を進めます。質疑を許します。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 本法案は内務省國土局及び震災復興院の所掌事項を一つにまとめたといふのであります。今般で國土局及び復興院に設けられておりました各局と、この官房並びに六局との關係を簡單にお尋ねいたします。

○大橋政府委員 内務省から本院に統合されますのは現在の國土局でございます。震災復興院の全部がこれに統合されますが、震災復興院のたゞいま

て、數萬圓を投じておるような實情であります。この點はなほ遺憾と存じております。本請願地域の荒廢ぶり、昨年度調査いたしました實情によりまして、これが工事費は一億數百萬圓もかかるというやうな實情でございます。國庫財政の許します限り、政府といたしましては、できるだけ豫算化をはかりまして、工事の迅速な完成を期したいと考へております。

○松井委員 動議を提出いたします。本案は即決採擇せられんことを希望いたします。

○荒木委員長 松井君の動議に御異議ありませんか。

○荒木委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は採擇と決しました。

本日採擇した各請願はいずれも議院におき、採擇の上は内閣に送付すべきものと認め、これを報告する手續をとります。

○荒木委員長 この際議事日程の順序に歸りまして、午前中に引續き建設院設置法案に關する審査を進めます。質疑を許します。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 本法案は内務省國土局及び震災復興院の所掌事項を一つにまとめたといふのであります。今般で國土局及び復興院に設けられておりました各局と、この官房並びに六局との關係を簡單にお尋ねいたします。

○大橋政府委員 内務省から本院に統合されますのは現在の國土局でございます。震災復興院の全部がこれに統合されますが、震災復興院のたゞいま

の局の編成は、計畫局、土地局、建築局、特別建設局の四局になつております。それと新しくまゐります六局との仕事の關係についての御質問でございますが、官房において取扱います事務は、現在復興院の官房、並びに内務省國土局の關係におきます内務省官房において取扱つておられる事項をまとめたわけでございます。これは特に從來と變化はございません。すなわち秘書、文書、會計というよりな事項、それに新たに啓蒙、宣傳その他の事項を明文をもつて定めただけでございます。

次に總務局でございますが、これは現在の復興院の計畫局と内務省の國土局と、双方の共通の事務をここに一括してございます。このうち第一に掲げてあります國土計畫、及び地方計畫に關する事項、これは内務省國土局において取扱つておつた事項でございます。それから、陸地の測量及び地圖の調整の事務であります。これもまた内務省の國土局の仕事でございます。それから、戦災復興院及び内務省國土局の双方の資材、資金を一括して總務局で取扱つておられるわけでございます。

その次の水勢局で取扱います仕事は、すべて内務省國土局の河川課及び砂防課において取扱つておつた事務を、一括して水勢局と相なつたわけでございます。地勢局における仕事のおもなものは、道路と土地問題でございますが、道路は内務省の道路課において取扱つておつた仕事でございます。なおこのほか、戦災復興院の土地局において取扱つておりました土地の管理使用、收用事務に關する事項は、土地收用の方は、内務省からまいつた仕事も一部包含されております。それから、戦災地の土地物件等の處理に關する事務は、これは土地局からきた仕事であります。それから都市局における事務は、戦災復興院の計畫局においては從來都市計畫事業中戦災都市に關する都市計畫だけを取扱つており、その他の一般的の都市における都市計畫は、内務省國土局の都市計畫課で取扱つておつたのであります。これを今回都市局におきましては、戦災都市であると否とを問はず、都市計畫課で扱うことに相なつたのであります。戦災都市における水道は、戦災復興院の都市局において扱ひ、その他の都市における水道及び下水道は、内務省の國土局の道路課において從來所掌しておりましたものを、今回國土局で一括して扱うこ

とにしたわけでありませう。建設局において新しく取扱う建築に關する事項、住宅に關する事項は、いづれも戦災復興院の建築局から引續いた仕事であります。なお戦災復興院の建築局においては、この建築に關する事項及び住宅に關する事項のほか、國費支辨に關する建築物の營繕に關する事項を取扱つておつたのでございますが、今回建設局の特別建設局にこの仕事を移すことになり、特別建設局におきましては、從來の進駐軍關係の工事については、技術的な監督の事務と、併せて官廳營繕を取扱つておつたのでございます。

○村瀬委員 だいたいの御説明に關連しまして、第十三條についてお尋ねいたします。建設局の職員について必要な事項は、政令でこれを定める」となつております。また第十三條の第三項に「第三條乃至第九條の規定にかかわらず必要があるときは、建設局長の定めるところにより、個々の場合につき部局の所管事務の一部を變更することとができる」となつておりますが、これは扱ひ方によりましては、相當所管の内容その他この法案全體に影響を來すおそれがあると思つております。この實際の運用についての具體的な説明を伺いたいと思つております。

○大橋政府委員 まず第一項の政令でこれを定めるといふ事項であります。これは建設局に設けられます總裁、次長、局長その他の職員を規定いたします。特にこれらの定員等につきましては、政令に委任をせられた次第でございます。

それから第三項の點でございますが、まことにごもつともなお質問と存じます。從來の官廳におきましても、各局相互の仕事の振合といふものは、大體平生の仕事の量を基礎にいたしましてきめてあるものでございます。が、最近のように非常にいろいろな仕事が増加してまいります時期におきましては、特にある時期におきましては、特にある時期におきましては、仕事が増加する。たとえは同時に數個の法律案を一つの局から起案して國會に提出するといふような場合もあるわけでございます。從來といへどもさうな場合には特に臨時にその役所の中限りでもつて、この法案はひとつ何局長の受持でこれをやつてもいいといふようなことを定めたこととあるわけでございます。さういふふうにより臨時に必要のありますときに、個々の場合についてやるわけでございます。この運用によりまして、各局の所管事務がめちやくに變つて、官制とまつた違つたようなものになるといふふうなことは想像いたしておりません。さういふ次第であります。

○村瀬委員 第三條乃至第九條の規定にかかわらず」といふ意味と「一部局の所管事務の一部を變更することができ」といふ意味とありますが、これはここに第三條ないし第九條に掲げました分のうち、個々に應じてこれをいろいろに變更するといふ意味であります。場合によつては、第三條乃至第九條の規定にかかわらず」といふ御説明のありました、商工省の方から請負工事の方をこれに入れたと言われまが、さういふふうにより他の省等から適當なものをこれに入れて、所管事務の一部を變更するといふ意味なのであります。その點お伺ひいたしたい。

○大橋政府委員 ここに規定してあります意味は他の省からある事務をもつてくるといふようなことではなく、ここに書いてあります事務の中で、必要に應じて他の局の所管に一時するといふ意味でございます。

○村瀬委員 所管事務の一部とありますが、これをあまりに奔放に變更されまると、自然課長の數が非常に殖えたりいろ／＼なことが起るのであります。その點は非常に注意を要するものであります。最後にこの附則であります。各省大臣の所管に屬するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による。とあるものであります。五月二日という期日はどういふ意味で定めるのでありますか。

○大橋政府委員 現在の行政官廳法は五月二日までを有効といふことのできておるわけでありませう。従いまして來年の五月二日以後におきましては、政府といたしましては行政機構について全面的に考え直すといふふうな必要に迫られておる次第でございます。そのときまで現在の状況をいじらずにおきたい、こゝういふ趣旨でございます。

○村瀬委員 出納閉鎖の關係とはいかにまたがることにはならぬのであります。か。

○大橋政府委員 この官廳の事務の移管につきましてのことでございます。出納の問題とは全然別箇になつておるのです。出納閉鎖とは關係ありません。

○田中(角)委員 政府委員に御質問申し上げたいのでございますが、第一條の原案によりますると、「建築物の營

その次に土木工事に關する仕事は、内務省地方局において從來所管せられておつた仕事でございます。これは地

議(建造物の性質その他の事由により所管大臣が内閣總理大臣と協議して定めるものを除く)と云うか、
「別に法律の定めあるものを除く」といふふうに訂正をされておられますか、
しかも私の考えますには、一番最後の條項に「備品の調達(特別調達廳の行うものを含む)」「當然現在の機構におきまして特別調達廳は建設院の中に含まれるべきもの」ということを常識的に考へられるのでございませうが、原案とたゞいまもつておられますところの修正案と違つておるのでございませうが、この間の事情を御説明願えたらお願い申し上げたいと思ひます。
○大橋政府委員 ちよつと速記を止め

○速記中止
○土木委員長 速記を始めてくださ

○田中(角)委員 そうしますと「建造物の性質その他の事由により所管大臣が内閣總理大臣と協議して定めるものを除く」といふことを、「別に法律の定めあるものを除く」と改めたについては、前の大蔵省の營繕管財局、あの當時の状態まで、建設院の特別建設局に含まれるところの官廳營繕はもつていくといふふうに解釋してよろしゅうございませうか、それとも現在のよう

に「この所管大臣が總理大臣と協議をする」といふのは、前には非常に限つた場合であつたのでありますが、今はほとんど各省の大臣が、自分の營繕を使つて工事をやつておられる。そのために工事には非常に弊害を伴つておられる。例を申し上げますと、ただいま申されたいように、司法省の刑務所關係の工事などは技術者がおらず、工事の責任者

は裁判長が工事施行の責任者になつておられるといふような状況が各省に起つておられます。それがために各工事は同じ二十二年度の官廳營繕工事でありながら、その豫算に非常に開きがある。こゝういふようなことが現に起つておられるのであります。この法律で定むるものといふのは、かつての營繕管財局當時のように、非常に嚴密な意味に解してよろしゅうございませうか。それとも政府のお考えは、現在のままで行かれるのでありますから、政府の御見解を願ひたいと思ひます。

○阿部(美)政府委員 この前段にありました、今田中君の讀み上げられたのは除くことになりませう。従つて今後は法律で定められたもの以外には、各省が扱ふことができぬといふ強い意味でありませう。ただし現在それを變更すること

が相當困難を伴いますので、最後に附則の第三項、昭和二十三年五月二日までは現在の通り、こゝういふことで規制してあります。

○田中(角)委員 ただいま復興院總裁の御答辭にありました通り、先ほど村瀬議員の質問に對しても私は關連して、最後の附則と非常に関連がございませう。第一に御質問を申し上げたのであります。私も現在の官廳營繕のやり方に對しては、非常によろしくないといふ結論をもつておられるのであります。しかも建設院ができる以上は、建設院の官廳營繕係において、できるだけ廣範圍に統一したところの、できれば過去の大蔵省の營繕管財局といふような方法でもつて行つていただきたらと思ひます。その意味から言つて、この豫算關係で、先

ほどたくさんはないと言われたのであります。最後の附則の二十三年五月二日といふのを、昭和二十二年の豫算工事だけに限つて、昭和二十三年三月三十一日といふふうに變更するわけには参りませぬでしょうか。五月二日には参りませぬでしょうか。五月二日といふことになると、二十三年度の工事がまだそれにたがうために、そのままするべつたり現在の機構をそのまま續けるのではないかと懸念がございませう。お伺いを申し上げます。次第であります。

○大橋政府委員 將來のことではございませう。はつきりこうなるということ

は、まだ申し上げかねる次第でございませう。おそろく來年の三月までの間には、この間の、つまり五月二日以後にどういふ制限をどういふ省にもたせらぬ。従つてその決定の結果は、來年度における工事が、今後他の省で行われるものと復興院で行われるものが明確に相なりませうので、實際問題として、來年度の工事は支障なく進め得るのではないかと想像してあります。

○田中(角)委員 第二條の六局制でございませうが、局を殖やすといふようなことはお考えにあるのですか。殖やすことができればいいか、さらに豫算等の關係についてお伺い申し上げます。と思ひます。なぜならば、私はこの建築局なるものを住宅局その他にわけたらどうかといふことも考へておられるのであります。提案された政府として、豫算關係でできないといふことになればそれでいいのであります。その間の事情を御説明願ひたいと思ひます。

局以上殖やす考えはないのであります。ただいまお話のように住宅局と建築局を離そうといふ意見もありません。けれども、現在それでやつておられます関係上、とりあえずこの六局をもつていこう。こゝういふことにきめたのであります。

○田中(角)委員 そうするとこの六局の中でやらなければならぬのであります。現在第八條の中にあります建築局の中に官廳營繕が含まれておられます。今度の新法案によりまして、特別建設局の中に含んでおられるのであります。この間の關係はどういふものでございませう。しかも特別建設局といふものは、先ほど大橋次長からお話がありましたように、特別調達廳で行つておられる事業に對する監督並びに監視といふことでは、東京から申しますとやはり建築局に「むろん局が増設できれば別でございませうが、六局でもつてやつていくといふことであつたならば、建築局にはいるものではないか、こゝういふふうに考へるのでございませう。何か特別建設局に入れた方がよろしい」といふ根拠があれば承りた

○阿部(美)政府委員 これは二つの意味があると思ひます。第八條の建築局は主として建築行政を扱つておられる。ところが第九條の方でやります營繕の方、直接工事を設計し實施してありますから、その關係からいまして、從來陸軍工事をやつておりました特別建設局と同じようなやり方になりますから、そこに置いた方がいい。こゝういふ考へからきたのであります。建築の監督行政から實施方面のことを引離し

た形になります。實際問題といつたしましては第八條の建築に關する事項、住宅に關する事項、これが非常に重いのであります。量から言ひまして二局三局にしなければならぬほど大きい。たとへば炭礦住宅問題のごときは、非常に大きな金を要するものであります。この方があまり重すぎますから、建築局の方には二つの都門だけを置きまして、營繕關係は引離して第九條の方にもつていつた方がよろしい。こゝういふふうに考へたのであります。

○田中(角)委員 そうしますと、第九條の特別建設的に含まれるところの官廳營繕と、この國費の支辨に屬する建築物の營繕に關する事項と、ちよつと素人考へによつて、普通の營繕といふうになつておられます。これは御承知の通り、議員會館をつくるといういわゆる新營工事全部含むものであります。現在の營繕では國有財産の管理、國有地、遊休建築物の利用調整といふ當然建設院でやらなければならぬものが大蔵省に分屬されておられるというために、非常に官廳營繕そのものが活潑に運用できおられないように考へるのであります。この國有財産の管理、國有地、遊休建築物の利用調整という面を、この建築物の營繕に關する事項といふところにもつてきて、これを局になさる

といふような考へはございませぬか、これが一纏になれば當然大蔵省營繕管財局といふあの大きな局になると思ふのであります。これに對するお考へを伺ひたい。

といふことは、これは相當影響することでありまして、どうしても他省の長が大臣であります限りは、この建設院の長も當然大臣でなくてはならない、かように考える次第であります。従つてまず第一段として、將來理想的な建設省ができる前提として、その一歩として、これを必ず大臣とするといふことを修正する次第であります。この建設院の各部内をみましても、たとえは水政局あるいは地政局などという名前があります。これを英語に翻譯すると、水政局の方はリバー・アンド・キャナルといふことになつておつたやうであります。それを文字通り記せば、川と運河といふことになるが、ここに水政といふ廣い文字を使つてゐることに、私はこの建設院といふものが將來理想的な、完全な建設省に發展していく含みをもつてゐると思ふのであります。そういうやうな點も考え合せて、われわれは次の國會にお互いに十分検討して、理想的な建設省といふものを、あるいは場合によつては公職會を開き、廣く各方面の意見を聴き、ぜひともこの國土の建設を理想的な省によつて、一日も早くやるようにしたいと思ふのであります。

次に第二點の第十一條の「土木出張所」とあるを「地方建設局」と修正します理由は、現在土木出張所は各地方に存在してありますが、この出張所のみでも敷府縣にまたがる主要な災害復舊工事、大規模の河川改修工事、國道改修工事、連合軍關係工事等を擔當して、數億の工費と數萬の労働者を使用しているものであります。この建設能力はわが國土木建設の主軸をなすものであります。しかるに土木出張所とい

うのは明治三十八年以來の舊名でありまして、現在の龐大なる機構には全然適しない。今日大部分の修正はすべて通商議會に譲るといたしまして、せめて地方民の福利に直接關係の深い土木出張所の名稱は、これを地方建設局と變更するのがよろしいと思ふのであります。以上の理由によりましてこの修正案を提案する次第であります。何とぞ各委員の御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○荒木委員長 これより建設院設置法案を議題とし、討論に付します。討論は通告順によりこれを許します。松澤一君。

○松澤(一)委員 日本社會黨は今回の建設院の設置に對しましては多大の不満をもつておるのであります。われわれの理想からいけば、今修正意見として出された細野君の内容にもある通り、機構その他をもつと廣く包含し、もつて日本再建に資したいといふ考えをもつておつたのであります。が、時間の關係上機構改革の上に、どうも會期の迫つたこの議會において通過させなければならぬといふやむを得ざることにために、私たちは將來に希望を残しまして、十條の字句の削除と十一條の字句の修正との修正案に賛意を表明すると同時に、その他を除く全部の原案に對して賛成するものであります。

○村瀬委員 本法案は内務省の廢止に伴い、緊急臨時の立法として提出せられたものであります。ゆゑに、私は民主黨を代表して、各派共同提案の修正部分を除き、本法案に賛成を表明するものであります。思ふに邦土の四割五分を失つた狹隘なる國土の上に、八千萬

の人口を養わねばならなくなつたわが國の現状において、祖國の再建を成るか成らざるかは、總合的、有機的、大規模な國土計畫の實施にあるのであります。かの戰勝國たるイギリスにおきましても、復興大臣の任務と責任が戦後經濟再建の中心となつておる事實に照らしましても、機土と化した敗戦日本の復興のためには、國土建設事業こそ政治經濟の樞軸とならねばならぬと存するものであります。今にして各省にわたるセクシヨナリズムの陋習を放擲し、虚々坦々、國家の總力を傾注して國土の再建に精進するのべなれば、わが國の前途には容易に光明が輝かないと存するものであります。ここにわれわれは内務省の解體に伴い、時間的制約のもとに、とりあえず建設院を認めようとするものであります。が、たとえ名前は建設省でなく建設院でありましても、わが國全般にわたる國土計畫の指導は勇敢にこれを推し進められんことを希望するのであります。すなわち國際的政治經濟から見た國土計畫、國土保全並びに開發から見た國土計畫、産業構成から見た國土計畫、人口文教問題から見た國土計畫等につき、ただちに積極果敢なる活動をなし得る機能と與えるよう、運用にあつて政府の深甚なる考慮を煩わしたのであります。

なほ本法第十三條第一項及び第三項の運用にあつては、細心の注意をもつて、ゆたすらにこれを濫用して本法案の規定を亂ることなきよう戒心の必要ありと存するものであります。また二箇所にわたる細野委員の修正には、衷心より賛成するものであります。私は名實ともに祖國の再建のため

の總合的、大規模な國土建設を實施し得る建設省の一日も早く實現することを期待して、本法案に賛成するものであります。

○松浦(東)委員 日本自由黨を代表して、本法案に對し意見を付し、各派共同提案にかかる修正箇所を削除したる原案に賛意を表明するものであります。私どもは元來内務省解體のこの機會に、廣く建設行政の一元化を目ざす建設省のごとき行政廳の設置を要望したのであります。本法案、すなわち建設院設置法案は内務省解體に伴うところのあくまで臨時的な緊急性を帯びたところの法案と解釋することによつてのみ、やむなく賛成するものであります。私は從來なげやりにされた國土計畫、地方計畫、または治山治水等を含む一切の建設行政は、今までのやうにばらばらであつてはならない。これは強力な一本に總合統一化されることによつてのみ圓滿なる遂行が可能であると信じます。ゆゑに、建設院のごとき總理廳の一外局のごとき弱體のものでは、その業務の遂行多大なる不安をいだかざるを得ないのであります。あくまで建設省または國土省ともいふべきものをつくるべきだと思ひます。しかうしてこの意見は決して私一個の意見に止まらぬ。すでは國を愛する世の識者のひとしく認むるところのものであり、天下の大勢であり輿論となつております。従つてまた本委員會のほとんど一致した意見と申しても過言ではないのであります。しかるに政府はこれをまともて原案をつくり得ず、今期議會中にこの大事をなし得なかつたことは、まことに遺憾至極であります。政府がやる氣がなかつたためか、

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

なほ一言附加いたしますことは、本法案第十三條のうちの職員件ですが、當然建設院の長を輔佐する次長を設けなければならぬが、この次長の人選について希望があります。建設院の長は第十條を修正いたしましたこと、國務大臣でなければならぬ、これは當然であります。有力な政治的發言力を保持する人がすわるべきであると思ひます。これに配する女房役の次

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

またはいと思ふことでもあえて行ふ氣にならず、悪いと思ふことでもなかなかやめられない。從來通りやるのが一番無難で安易だと心得る官僚に引きずられたためか、一言にしていへば、現内閣の政治力の缺除によつてこの長い二百餘日にわたる本議會中に、提案したり引込めたり、今日に至つて暫定措置として、たとえ一時的申請的によせよ、バラツクの建設院をつくらざるを得なかつたことは、まことに遺憾至極でございます。しかしながら片山首相も今日の本委員會において、議會の多數の意見であれば、その意見を尊重するといふ議會中心の考え方を明確にいたしました。私どもは次の議會において、きわめて、近い將來において、本委員會が主體となり、公職會のやうなものを開いて、あらためて天下の輿論をすなおに聴き、議員提出法案としてこの根本問題を解決するの責任を痛感するのであります。山も河も荒れはてたこの國の姿を建て直すことを思うとき、われわれは勇氣を出さねばならないと思ひます。私は近き將來において、公共事業一切を掌る建設省または國土省のごとき一元化された行政官廳をつくるべしとの意見を付して賛成するものであります。

長には、ぜひ練達なる技術官をもつてこれに充てるべきであると考へます。申すまでもなく建設院の使命は高度の科學技術の總合化を必要とするのであります。政治家の長を配するに事務屋の次長では、その意義を没するおそれなしとしないのであります。この問題につきましては先ほど片山總理は本委員會におきまして、建設省次長の人選については技術官を尊重するという答辯がありました。私は片山總理大臣のこの言を信ずるものであります。次長の人選につきましては練達の技術官を充らてれんことを特に強く要望いたしました。本案に賛意を表する次第であります。

て御通知申し上げます。
午後五時一分散會
〔参照〕
建設院設置法案(内閣提出)に関する報告書請願に関する報告書
〔都合により最終號附録に掲載〕

○荒木委員長 これにて討論は終局いたしました。原案に對しましては、細野三千雄君より各派共同の修正案が提出されております。この修正部分を切離して採決いたします。まず細野三千雄君提出の修正案すなわち第十條中の「ことができる」とあるを削除し、第十條中の「土木出張所」とあるを地方建設局と修正する。以上の修正案に賛成の諸君は、起立を願います。

〔議員起立〕
○荒木委員長 起立議員、よつて本修正案は可決確定いたしました。
次にただいまの修正部分を除く原案につき採決いたします。修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔議員起立〕
○荒木委員長 起立議員よつて修正部分を除く原案は、可決確定いたしました。

本日はこれをもつて散會いたします。次の委員會の日は、公報をもつ